

# 協働は、 みんなが主役の まちづくり



安曇野市協働のまちづくり推進基本方針 及び 協働のまちづくり推進行動計画

平成 26 年 3 月  
安曇野市

# はじめに

## 安曇野市協働のまちづくり推進基本方針 及び協働のまちづくり推進行動計画の策定にあたって



少子高齢化の進行、人口減少など社会情勢の変化により、私たちの抱える課題は多様化、高度化、複雑化してきています。さらに、地方分権社会の進展による、国から地方への権限移譲という流れの中で、地方自治体の役割と責任はますます大きくなってきています。また、東日本大震災を経験し、私たちは身近なコミュニティの形成と支え合い、助け合いの心の大切さを改めて認識いたしました。

このような状況の中、さまざまな地域課題の解決に向けて、市民、区など自治会、市民活動団体、企業、教育機関及び行政などが連携・協力する「協働のまちづくりの推進」がますます重要視されています。

協働のまちづくりは、市民の皆さんが心豊かに幸せに暮らすことができるまちづくりの実現を図るため、協働を担う主体が、共に考え、共に行動することです。そのため、一人ひとりの「参画」と「協働」の意識の高揚と実践が必要となります。

本市では、第1次安曇野市総合計画に基づき、市民の皆さんが主役のまちづくりを進めるため、平成26年度から平成30年度までを推進期間とする「協働のまちづくり推進基本方針」と「協働のまちづくり推進行動計画」を策定いたしました。この基本方針と行動計画は、協働のまちづくりの基本的な理念と方針、また具体的な施策を掲げたアクションプランを示したものであります。これに基づき、暮らしやすく、活力あるまちづくりの構築に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、基本方針及び行動計画の策定にあたりご尽力を賜りました委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆さまに心から感謝申し上げます。

平成26年3月

安曇野市長 宮澤宗弘

# 前 文

安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日、5 町村の新設合併により誕生しました。旧町村の 5 地域には、それぞれ古くから根付いた歴史、文化、風習があり、製造品出荷額が県下でも高い工業、及び商業、農業、観光などバランスのとれた産業の発展、また豊かな自然環境や景観の保全など、産業機能と生活機能の調和のとれた地域づくりが行なわれてきました。加えて、私たちはもともと隣組などを通じて、人と人の結びつきが強く、お互いで支え合う社会が形成されてきました。

近年、少子高齢化や人口の減少など社会情勢が大きく変化し、またライフスタイル、価値観が多様化する中で、日々の暮らしや住環境・自然環境を取り巻く課題も多様化、高度化してきており、さらに地方分権の進展により、自立しながら持続できるまちづくりが求められてきています。

こうした社会全般の変容に伴い、さまざまな地域課題は、これまで担ってきた地域や行政だけでは解決できなくなり、課題解決の具現化には、新しい公共の創出とその担い手になるあらゆる主体の役割分担を明確にし、お互いが連携する「協働」により実施することが必要になってきました。

しかし、地域コミュニティが少なからず希薄になってきたことの危機感から、地域の持つさまざまな財産・資源（人、思いやりの心、絆、文化、歴史、環境、施設など）を、私たち一人ひとりが改めて認識し、守り続けるとともに、「協働」を通して、全市の一体感の醸成を育み、さまざまな課題に対し、**お互いに信頼し合い、協力し合い、支え合い、**安曇野に誇りと愛着を持ち、一人ひとりが行動することで、いきいきと心豊かに暮らすことができ、安曇野に住んで良かったと思える安全・安心な地域づくりを目指します。

そのため、「協働」の理念の共有化と役割分担の明確化による、「協働のまちづくり推進基本方針」及び「協働のまちづくり推進行動計画」を策定し、安曇野市らしいまちづくりを進めていきます。

安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び  
協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会

# 目次

「協働のまちづくり推進基本方針」と「協働のまちづくり推進行動計画」の位置づけ	6
「協働のまちづくり推進基本方針」及び「協働のまちづくり推進行動計画」の位置づけ概念図	7
施策体系	8

## 協働のまちづくり推進基本方針

### 第1章 協働のまちづくり推進の理念

1 基本方針の目的	12
2 協働のまちづくり推進が必要な背景	12
3 基本方針の期間	13
4 協働のまちづくり推進の理念	14
(1) 私たちは「協働のまちづくり推進」をこう考えます	14
(2) あらゆる主体の定義	14
(3) あらゆる主体とその役割	15
(4) 協働のまちづくり推進の原則	16
(5) 協働における期待される効果	17
(6) 市が関わる協働のまちづくり推進の形態	18
(7) 協働のまちづくり推進の領域	21

### 第2章 協働のまちづくり推進の基本方針

1 協働のまちづくり推進の現状・課題	22
(1) 区など自治会のうち「区」の現状と課題	22
(2) 市民活動団体の現状と課題	23
(3) 市の現状と課題	23
(4) それぞれの主体間の連携・協働の現状と課題	24
(5) 協働のまちづくり推進システムの現状と課題	24
(6) 市民参画システムの現状と課題	24
(7) 評価システムの現状と課題	24
2 協働のまちづくり推進の基本方針	25
(1) あらゆる主体の情報共有	25
(2) あらゆる主体の協働に対する理解と人財育成	25
(3) 市民参画の環境づくり	25
(4) 主体的な市民活動の促進	25

### 第3章 協働のまちづくり推進システム

1 推進体制	26
(1) 推進体制の確立	26
(2) コーディネート・システムの確立	26
(3) まちづくり推進会議（仮称）の設置	26
(4) 協働事業の進捗管理体制の確立	26
(5) 協働事業の評価体制の確立	26

2	推進支援	27
	(1) 人財育成支援	27
	(2) 助成、制度による支援	27
	(3) 相談窓口の設置	27
	(4) 交流・スキルアップ支援	27

## 協働のまちづくり推進行動計画

### 第1章 計画の趣旨

1	計画策定の目的	30
2	計画策定の背景	30
3	行動計画の期間	30

### 第2章 推進施策の展開

	基本方針に基づく具体的施策	31
1	基本方針(1) あらゆる主体の情報共有	31
	施策1 情報収集システムの構築	31
	施策2 あらゆる主体の情報の共有化	33
	施策3 情報提供システムの構築	34
2	基本方針(2) あらゆる主体の協働に対する理解と人財育成	36
	施策1 あらゆる主体相互の理解度の向上	36
	施策2 人財の育成・養成	37
3	基本方針(3) 市民参画の環境づくり	39
	施策1 計画策定段階からの市民参画の方法	39
	施策2 市民参画を導入すべき事務事業	44
	施策3 公募委員・会議公開の取り組み	45
4	基本方針(4) 主体的な市民活動の促進	46
	施策1 主体的な市民活動の促進	46

### 第3章 協働のまちづくり推進システム

1	推進体制	51
	施策1 推進体制の確立	51
	施策2 コーディネート・システムの確立	52
	施策3 まちづくり推進会議(仮称)の設置	54
	施策4 協働事業の進捗管理体制の確立	55
	施策5 協働事業の評価体制の確立	55
2	推進支援	
	(1) 人財育成支援	57
	施策1 地域リーダー育成講座	57
	施策2 協働コーディネーター養成講座	57
	(2) 助成、制度による支援	57
	施策1 つながりひろがる地域づくり事業	57
	施策2 市民提案制度	57
	施策3 区交付金	57

(3) 相談窓口の設置 .....	57
施策1 あらゆる主体の運営等相談.....	57
施策2 立ち上げ支援.....	57
施策3 NPO 法人設立支援 .....	57
施策4 特別相談日の設置.....	57
(4) 交流・スキルアップ支援 .....	58
施策1 あらゆる主体相互の交流事業.....	58
施策2 あらゆる主体の運営スキルアップ事業.....	58
【用語の解説】.....	59
【協働のまちづくり推進システム概念図】.....	61
【市民活動センターを拠点とした情報一元化システム】.....	62
【協働事業に係る評価システム（PDCA）概念図】 .....	63

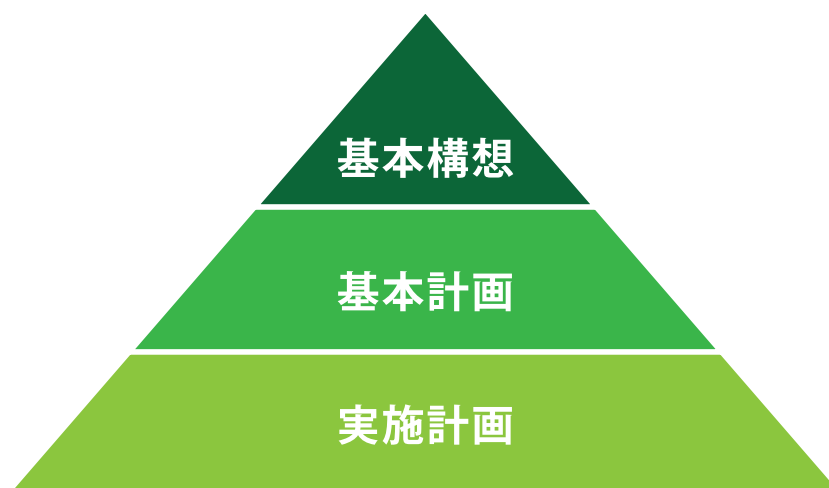
## 資料編

協働事業事例集.....	66
つながりひろがる地域づくり事業補助金交付要綱.....	75
安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び	
協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会設置要綱.....	78
策定の経過.....	80
安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び	
協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会委員名簿.....	81
ワーキンググループの経過.....	82
安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進	
行動計画策定・評価委員会ワーキンググループ委員名簿.....	83

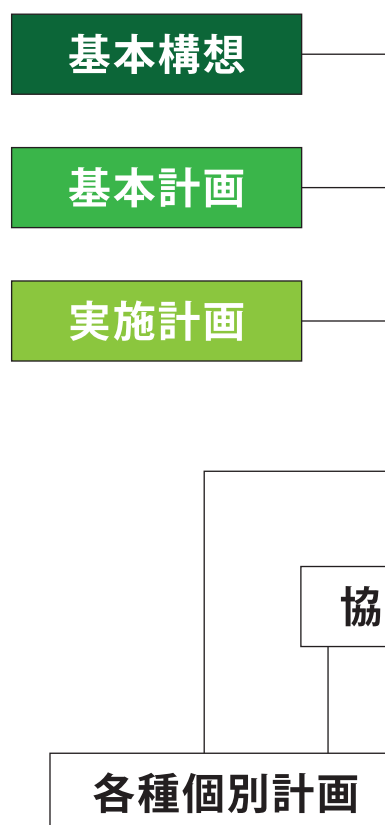
## 「協働のまちづくり推進基本方針」と「協働のまちづくり推進行動計画」の位置づけ

- 「第1次安曇野市総合計画」と「協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」の位置づけ

総合計画は、基礎自治体にとってまちづくりの設計図ともいえる最上位の計画です。第1次安曇野市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。



### 総合計画



**基本構想**は、本市のまちづくりの基本的な指針として、「基本理念」、「将来都市像」などを示します。  
(平成20年度から平成29年度まで)

**基本計画**は、「基本構想」に示す「将来都市像」の実現に向け、基本的な施策の体系を示します。  
(後期基本計画 平成25年度から平成29年度まで)

**実施計画**は、「基本計画」を達成するために必要な主要事業の実施期間や事業費を示します。計画期間は3年間です。

## 第1次安曇野市総合計画（平成20年度から平成29年度まで）

基本構想（将来都市像）

「北アルプスに生まれ 共に響き合う 田園産業都市 安曇野」



### 分野別基本方針

環境に 優しいまち の形成	穏やかに暮 らせるまち の形成	人と文化を 育むまち の形成	安全・安心・ 快適なまち の形成	豊かな産業 のあるまち の形成
---------------------	-----------------------	----------------------	------------------------	-----------------------

### 都市経営方針

<b>協働による まちづくりの 推進</b>	経営的視点に たった行財政 運営の推進
--------------------------------	---------------------------



## 後期基本計画（平成25年度から平成29年度まで）

協働で築かれるまち

### 協働のまちづくりの推進

- ・市民活動の促進
- ・協働推進の行政システムの構築
- ・市民活動センターの充実

### 市民参画の推進

- ・市民参画システムの構築
- ・広聴制度の充実



## 協働のまちづくり推進基本方針（平成26年度から平成30年度まで）

「協働は、みんなが主役のまちづくり」



## 協働のまちづくり推進行動計画（平成26年度から平成30年度まで）



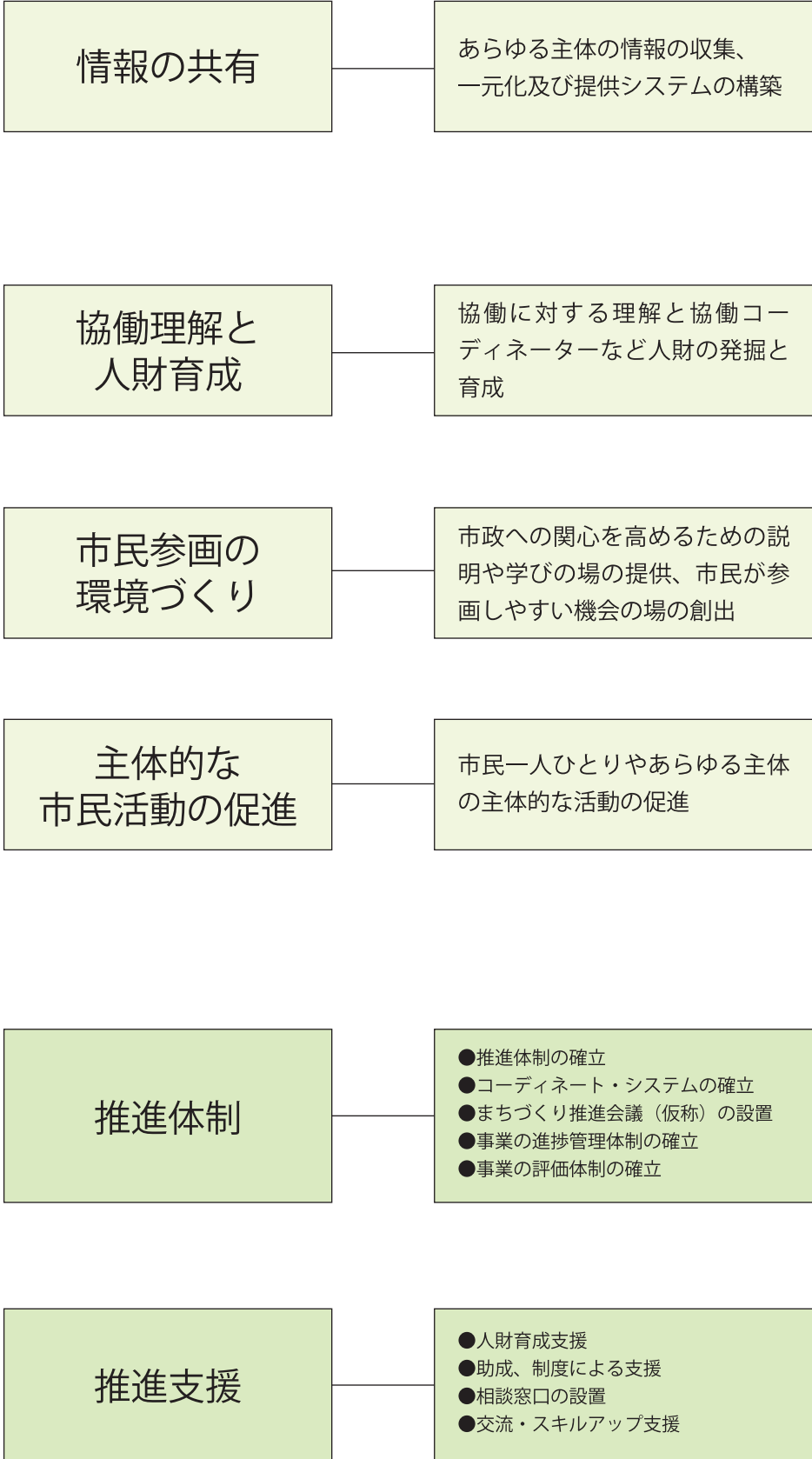
# 施策体系

「協働は、みんなが主役のまちづくり」

基本方針

推進システム

## 協働のまちづくり推進基本方針



# 協働のまちづくり推進行動計画

## 具体的施策

## 主な行動要領

- 情報収集システムの構築
- 情報の共有化
- 情報提供システムの構築

- 市民記者の設置／アンケートによる市民ニーズの把握／特色ある区の情報の収集／市民活動センターによる市民活動団体の情報収集／商工会との連携による企業情報の収集／大学 HP とのリンク、市教育委員会との連携
- 区など自治会の協働事業事例報告会などによる情報共有／市民活動センターとボランティアセンターとの情報共有／実施計画へ「協働事業」欄の設置／庁内部署の横断的連携／他市町村・外部機関との連携による情報共有
- 市の HP・広報紙、市民活動センターの HP・広報紙などによる提供／地元メディアの活用／市区長会だよりの発行／ボランティアを含む市民活動団体の情報の発信／協働のまちづくり出前講座の充実／支所の情報提供窓口の設置

- あらゆる主体相互の協働に対する理解度の向上
- 人財の育成・養成

- 研修会・講演会・講座の開催／シンポジウム、フォーラムなどによる協働事例報告／協働理解のための広報（HP、広報紙など）の充実／協働事業事例集の作成
- 区など自治会からの地域リーダーの発掘／協働コーディネーターの発掘／地域リーダー及び協働コーディネーターの人材バンクへの登録／地域リーダー育成講座／認定地域リーダーの活動の仕組みの構築／協働コーディネーター養成講座／協働コーディネーター認定と地域活動などへの参画／人財ネットワークシステムの構築

- 計画策定段階からの市民参画の方法
- 市民参画を導入すべき事務事業
- 公募委員・会議公開の取り組み

- 任意の参画方式／制度等による参画方式
- 基本構想・基本計画の策定／主要な計画の策定・改定／重要な条例の制定・改廃／公共施設の構想・設計
- 「附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づく公募委員の選任と会議の透明性・公平性を確保した公開・公表

- 主体的な市民活動の促進

- 【市民】 地域づくりや課題解決の場への積極的な参画
- 【区など自治会】 地域コミュニティの再構築／事業及び組織の見直し／役割分担と自治意識／地域の課題を地域で解決する／コミュニティ・ビジネスの創出／区など自治会の位置づけの明確化／あらゆる主体との連携
- 【市民活動団体】 区など自治会との連携による地域に根ざした活動
- 【企業】 公益活動への参画／企業の特性を活かす
- 【教育機関】 教育的視点からの協働推進

- 推進体制の確立
- コーディネート・システムの確立
- まちづくり推進会議（仮称）の設置
- 協働事業の進捗管理体制の確立
- 協働事業の評価体制の確立

- 「協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」による推進と進捗管理・事業評価／区担当職員制度／自治基本条例（仮称）の制定検討／地域課題の解決への職員参画／職員の実践研修／あらゆる主体などとの横断的連携
- 【市民活動センター】 情報の一元化／市民活動団体などの登録／ネットワークの構築／市民活動センターに市民活動コーディネーターを配置
- 【支所】 協働推進の専門員の配置／協働の窓口
- 地域の専門的、高度的な課題解決のため、市区長会との連携による「まちづくり推進会議（仮称）」の設置検討
- 個別協働事業の進捗管理と先駆的な事業の公表／基本方針及び行動計画に係る進捗管理
- 個別事業の評価／基本方針及び行動計画に係る評価

- 人財育成支援
- 助成、制度による支援
- 相談窓口の設置
- 交流・スキルアップ支援

- 地域リーダー育成講座、協働コーディネーター養成講座
- つながりひろがる地域づくり事業、市民提案制度、区交付金
- 運営等相談、立ち上げ支援、NPO 法人設立支援、特別相談日の設置
- 主体相互の交流、運営スキルアップ事業



# 協働のまちづくり推進基本方針

---

# 第1章 協働のまちづくり推進の理念

## 1 基本方針の目的

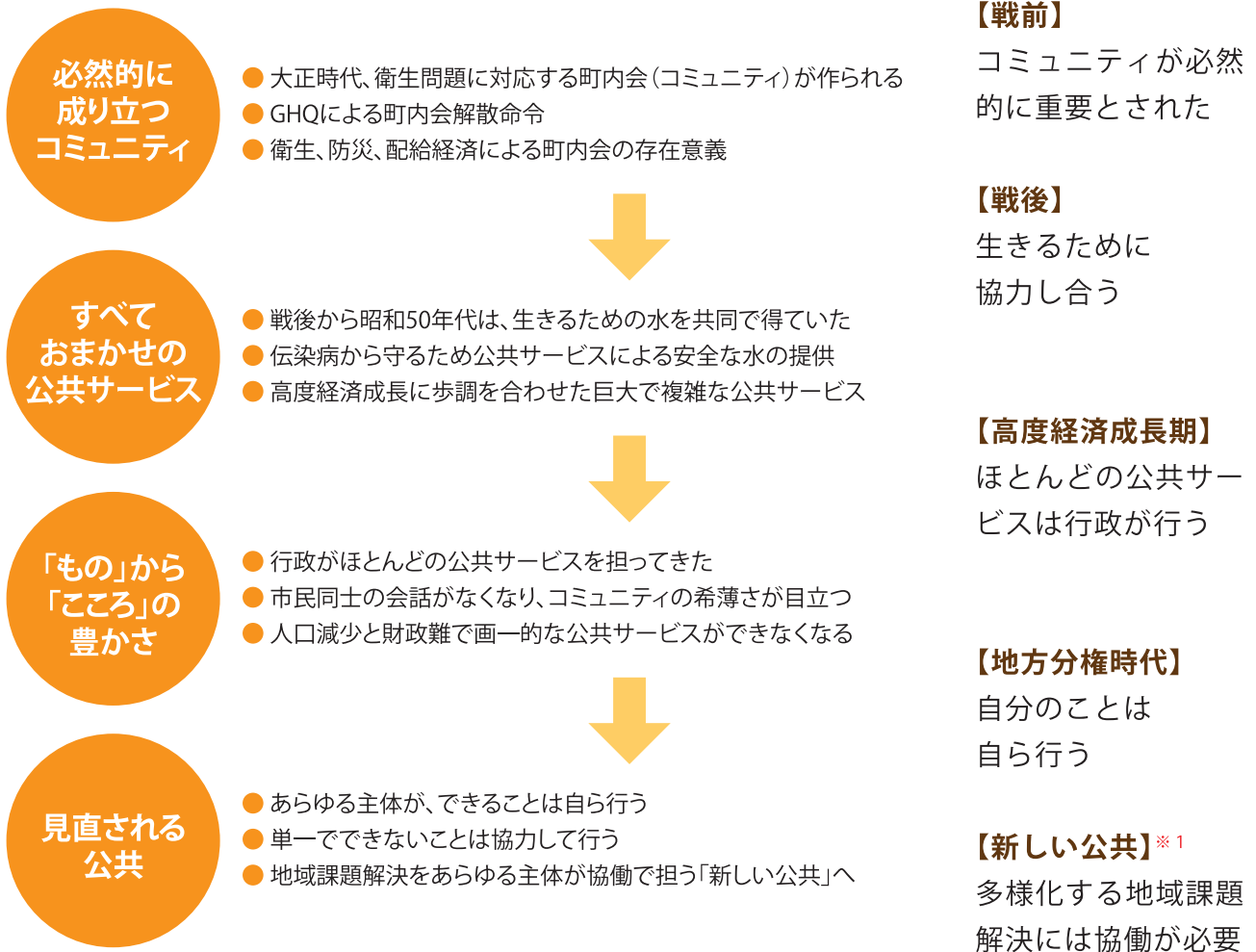
私たちは、一人ひとりが安曇野に誇りと責任を持ち、いきいきと心豊かに暮らせる安全・安心な地域を目指し、その具現化のため、あらゆる主体の役割や協働のまちづくり推進のためのルールや推進体制について定めます。

### 基本方針の目的

- 私たちは、様々な課題を解決し、一人ひとりが幸せになることを目指し、
- (1) その実現のための手法である「協働」の考え方を明らかにします。
  - (2) あらゆる主体の役割を明らかにします。
  - (3) 「協働のまちづくり推進」の基本的方針の考え方を明らかにします。

## 2 協働のまちづくり推進が必要な背景

コミュニティが必要とされた戦前から、高度経済成長期の行政への依存、そして地方分権、新しい公共の時代へ。



地域経済の疲弊は深刻な状況にあり、また少子高齢社会により社会保障の一層の充実が求められてきています。このような大きな社会の変容は、戦後の行政の公共サービス提供のあり方の転換期をもたらし、国主導の画一的な行政運営から、自らが限られた予算の中で課題を解決し、まちづくりを進める地方分権の時代に移りました。今後の地方の自立した行財政運営は、国と地方の関係にとどまらず、市民との連携により課題解決のための政策づくりや、あらゆる主体相互による「新しい公共」の創出が必要とされてきました。このことから、協働のまちづくりが必要とされています。

## 「自助、共助、公助」※2

## と協働のまちづくり推進による、豊かな社会づくりを！

### 3 基本方針の期間

協働のまちづくり推進基本方針は、平成30年度を目標年度とし、平成26年度から平成30年度までの5年間を推進期間とします。

## 4 協働のまちづくり推進の理念

(1) 私たちは「協働のまちづくり推進」をこう考えます。

### 協働は、みんなが主役のまちづくり

協働のまちづくりは、私たち一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、環境や考え方が異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携することです。

### (2) あらゆる主体の定義

基本方針では、協働を担う「あらゆる主体」について、大きく以下の6つのグループに分けることとします。

#### ① 市民

「市民」は、すべての安曇野市民です。

#### ② 地縁的な団体（以下、「区など自治会」という。）

「区など自治会」は、市内の一定の地理的範囲に居住する市民または世帯の大多数を構成員として組織され、相互の親睦を図りながら、環境美化、防犯、防災、福祉向上など自分たちの地域を住みよいまちにするための自主的な活動を行う団体です。構成員は、区など自治会の趣旨に賛同し、区など自治会に加入する世帯で構成（以下、「区民」という。）されています。区など自治会は、区、自治会（町内会、常会など）、地区公民館、社会福祉協議会・地区社協、自主防災会、子ども会育成会、老人クラブ、日赤奉仕団、PTA、交通安全協会などの地縁型組織で構成されています。

#### ③ 目的遂行型の市民団体（以下、「市民活動団体」という。）

「市民活動団体」は、法人格の有無や種類を問わず、市民によって支えられ、社会サービスの提供や社会問題の解決のために活動する、主として民間の非営利団体（特定非営利活動法人、ボランティア団体など）です。

#### ④ 広域事業型の団体（以下、「企業」という。）

「企業」は、主たる事業所が安曇野市内にあり、構成員が主に産業、職業別に分かれており、主たる目的が、社会福祉増進である団体（工業会、商工会、観光協会、農業協同組合、土地改良区、水利組合、森林組合、森林生産組合、労働組合、労働者福祉協議会、生活協同組合など）とし、利益配当を目的とする一般の事業所（株式会社など）を含みます。

#### ⑤ 教育関係団体（以下、「教育機関」という。）

「教育機関」とは、学校教育及び社会教育に従事する団体（小学校、中学校、高等学校、大学など）です。

## ⑥ 行政団体（以下、「市」という。）

「行政団体」とは、法に準拠して設立され、公共業務に従事する団体です。基本方針では、「市」は安曇野市並びに安曇野市教育委員会及び公民館、また、「その他行政機関」は、事務組合、財産区、消防署、警察署、その他国や県の機関などです。

## (3) あらゆる主体とその役割

協働のまちづくりを推進するため、次に掲げるあらゆる主体の役割を明確にし、それぞれが責任を果たし、様々な地域課題の解決に向けた新しい公共の創出により、あらゆる主体が連携するシステムを構築します。

### ① 市民の役割

- ・まちづくりの主役であることの自覚と責任を持ちます。
- ・様々な地域活動へ参画します。
- ・市政への関心を高め、課題解決のための行動に心がけます。
- ・区など自治会へ加入し、区など自治会の活動へ参画するとともに、様々な地域課題に関わります。

### ② 区など自治会の役割

- ・地域課題を地域で解決するため、区など自治会に属する組織の横断的な連携を図ります。
- ・区など自治会内の役割分担の明確化により、それぞれが主体的に行動します。
- ・社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づき、小地域活動を推進するとともにボランティア活動を支援します。

### ③ 市民活動団体の役割

- ・あらゆる主体との連携による相乗効果や持続可能な公益活動<sup>\*3</sup>につなげます。
- ・構成員一人ひとりのスキルアップを図り、地域づくりや課題解決を担うリーダーを育成します。

### ④ 企業の役割

- ・様々な地域活動や公益活動への参画に心がけます。
- ・地域課題の解決に対して、企業として担える役割を果たします。
- ・構成員一人ひとりのまちづくりへの参画を促進します。

### ⑤ 教育機関の役割

- ・市内または近隣には小・中学校、高校、大学などがあり、それぞれの立場で、児童、生徒、学生の教育視点から、あらゆる主体との連携により、地域課題の解決の場に参画します。

### ⑥ 市の役割

- ・市民の最も身近な自治体として、より市民の抱える課題の把握や市民ニーズを的確に捉えます。
- ・課題解決のための施策の展開、また、説明責任を果たすとともに情報提供に努めます。
- ・協働のまちづくり推進のための仕組みの構築とともに、庁内部局の横断的な連携を密にし、効率的・効果的な行財政運営を進めます。
- ・協働のまちづくり推進のコーディネーターとして、職員一人ひとりのスキルアップに努めます。
- ・職員は、活動に積極的に参画し、地域の課題を地域で解決するための一員となります。



#### (4) 協働のまちづくり推進の原則

協働のまちづくり推進のための原則は、次の7つです。協働事業の計画・実行・評価のどの過程においても、この原則を確認しながら取り組みます。

① 目標や課題を共有しましょう。

協働を進める各主体は、何のために協働するのか、その目標やその原点となる課題を共有します。

② 対等なパートナーを理解しましょう。

協働を進める各主体は、対等な関係であることが基本です。各主体は、それぞれ経験年数も個々の目的も活動も異なりますが、対等であり、お互いを理解し、尊重することが必要です。

③ お互いにメリットを持ちましょう。

その協働事業に携わる主体すべてにメリットがもたらされることが必要です。

④ 自主的、自発的に取り組みましょう。

それぞれの主体の自主性や自発性を尊重し、協働事業を通じた自立性の確保を大切にしてください。

⑤ 情報を共有し、公開しましょう。

それぞれの主体が、その協働事業に関わる様々な情報を共有することが必要です。また、市があらゆる主体と協働する場合、市は、協働相手の公募、選考等はもちろん、必要な情報を公開し、常に公平に開かれた協働の機会を設けます。

⑥ 期限を決めましょう。

当該協働事業の目的達成時や事業完了時に協働関係を一旦解消することを、事前に明確にします。

⑦ 協働事業が終わったら評価しましょう。

各々の協働事業の終了時に、主体相互により協働事業の評価を行います。協働事業によっては、計画段階や実施段階などプロセスの評価を行います。評価は、次の協働事業の適正な遂行に役立てます。また、第三者機関による評価も重要です。

## (5) 協働における期待される効果

### ① 市民など

- ・市民ニーズにあったサービスを楽しむことができ、市民主体のまちづくりが行えます。
- ・NPO 法人やボランティア団体など、市民活動団体にとっては、協働により活動基盤が安定化し、また信頼性や社会的認知度が向上します。
- ・市民の地域づくりへの関心が高まり、市政への参画意識が芽生え、市がより身近なものとして感じられ、活動の場が広がります。

### ② 市

- ・協働により、これまでの行政主導の市政運営や社会的課題の解決から、より市民の目線に立った施策へと移行していきます。
- ・市民の持つ柔軟な発想・アイデアや専門的な知識など、市民の特性に触れることができることから、職員のスキルアップや市政運営に対する意識の変革が期待されます。
- ・協働による各種事業の見直しや部局間の横断的な連携などから、市の効率化・スリム化が図られます。

### ③ まちづくり

- ・あらゆる主体による協働により、地域の活力が増加します。
- ・主体的な活動により、個性あふれる地域づくりに発展します。
- ・地域コミュニティの形成と支え合う地域社会の実現が図られます。

## (6) 市が関わる協働のまちづくり推進の形態

協働を進める上での形態は様々ですが、最も有効で効果的な手法を選択することが重要です。また、その事業に携わる主体相互により、協働のあり方を事前に充分話し合うことが大切です。市が実施する協働事業の形態として、次のものが考えられます。

### ① 後援

概要	市以外のあらゆる主体が行う事業に対して、市が名義後援など資金以外の支援を行うこと。
効果	市が後援することにより、社会的信用の高まりや市民参加がしやすくなる。公共施設使用料の減免等。
留意点	事業の公益性に基づき後援をする。あらかじめ承認の基準を決めておくことが必要。
過去の実施例	安曇野ふるさとづくり応援団主催による「ふるさとウォッチング in 安曇野」など多数。

### ② 共催

概要	市以外のあらゆる主体が行う事業に対して、市も主催者となって事業を行うこと。
効果	企画段階からの協働が可能になる。広報紙での情報伝達、公共施設使用料の減免等。相互理解が深まり、信頼関係の構築が望める。
留意点	一方の主導にならないよう、また役割が偏らないような協議が必要。
過去の実施例	市区長会と市の共催により、「区のあり方」を市民で考える「地域を考える研究集会」を開催した。(平成25年度から)

### ③ 事業委託

概要	市が行うべき事業ではあるが、市以外のあらゆる主体がその特性(専門性・先駆性・柔軟性等)を活かすことでより良いサービスや効果が望める場合、全部または一部を対等なパートナーに委託すること。
効果	市が行うよりも、きめ細やかで多様なサービスが望める。専門性の高い効果が望める。
留意点	市の下請け化をせず、対等な立場で事業を行うことが必要。 市民活動団体等の自主・自立の希薄化を防ぐために期限を決めておくことが必要。
過去の実施例	安曇野を訪れる皆さんを花でもてなし、また安曇野の景観づくりに寄与するため、全市10カ所の花づくりを、アルプス花街道実行委員会に委託している。(平成9年度から)

## ④ 補助金・負担金

概要	市以外のあらゆる主体が主となって行う事業に、資金的援助を行うこと。
効果	市が取り組みにくい事業に支援をすることで、政策目的を達成させることができる。
留意点	団体育成が目的ではないことに留意し、補助事業の評価を行う。 市以外のあらゆる主体の自主・自立の希薄化を防ぐために期限を決めておくことが必要。
過去の実施例	つながりひろがる地域づくり事業により、設立間もない市民活動団体の事業に対する補助を行う。(平成19年度から)

## ⑤ 実行委員会

概要	市以外のあらゆる主体や市などで実行委員会を立ち上げて事業を行うこと。
効果	企画段階からの協働が可能になる。 相互理解が深まり、信頼関係の構築が望める。 市民活動団体間等のネットワークが広がる。 市民の参加を広く呼び掛けられる。
留意点	責任の所在があいまいになりやすいので、事前の協議において、役割分担、経費負担等明確にして実施することが必要。
過去の実施例	市商工会、市及び豊科公民館を中心に、商業者等を主としたあづみ野祭り実行委員会を立ち上げ、毎年7月に地区公民館、企業などに呼びかけたあづみ野囃子踊り、また様々なイベントを企画・実行する。

## ⑥ 事業協力（協定）

概要	市以外のあらゆる主体と市が一定期間、協力をして事業に取り組むこと。
効果	専門性・先駆性を活かして、行政では考えられないような実施主体の自主性が尊重された事業への取り組みが望める。
留意点	役割分担・経費負担・期限等を明らかにした協定書を締結し、事業実施をすることが必要。
過去の実施例	県、市及び三角島ふるさとの森プロジェクトの三者が協定を結び、それぞれ役割分担の下、河川やその周辺的环境美化活動を行っている。(アダプトシステム) <sup>※4</sup>

## ⑦ 指定管理者制度

概要	市が施設を有効活用するため、先駆性・柔軟性を活かせる市以外の対等なパートナーに施設管理委託をすること。
効果	市の管理よりも、より市民ニーズに応えられる施設管理が望める。
留意点	業務内容と責任分担を明確にしておくことが必要。指定管理者制度により、独占とならないために管理契約の期間に留意が必要。
過去の実施例	「ほりで一ゆ〜 四季の郷」「ファインビュー室山」など多数。

## ⑧ 財産の活用

概要	市が施設、備品等を市民の公共的事業活動の実施にあたり貸与すること。
効果	市施設の利用、市道の維持管理に伴う工具等、アメリカシロヒトリ防除用機材、防犯用青パトの貸し出しなどにより、実際の協働活動に役立ち、様々な市民活動の活発化が望める。
留意点	財産の活用に関し基準を設けることが必要。
過去の実施例	区など自治会では、市から噴霧器を借用し、アメリカシロヒトリの駆除を行っている。

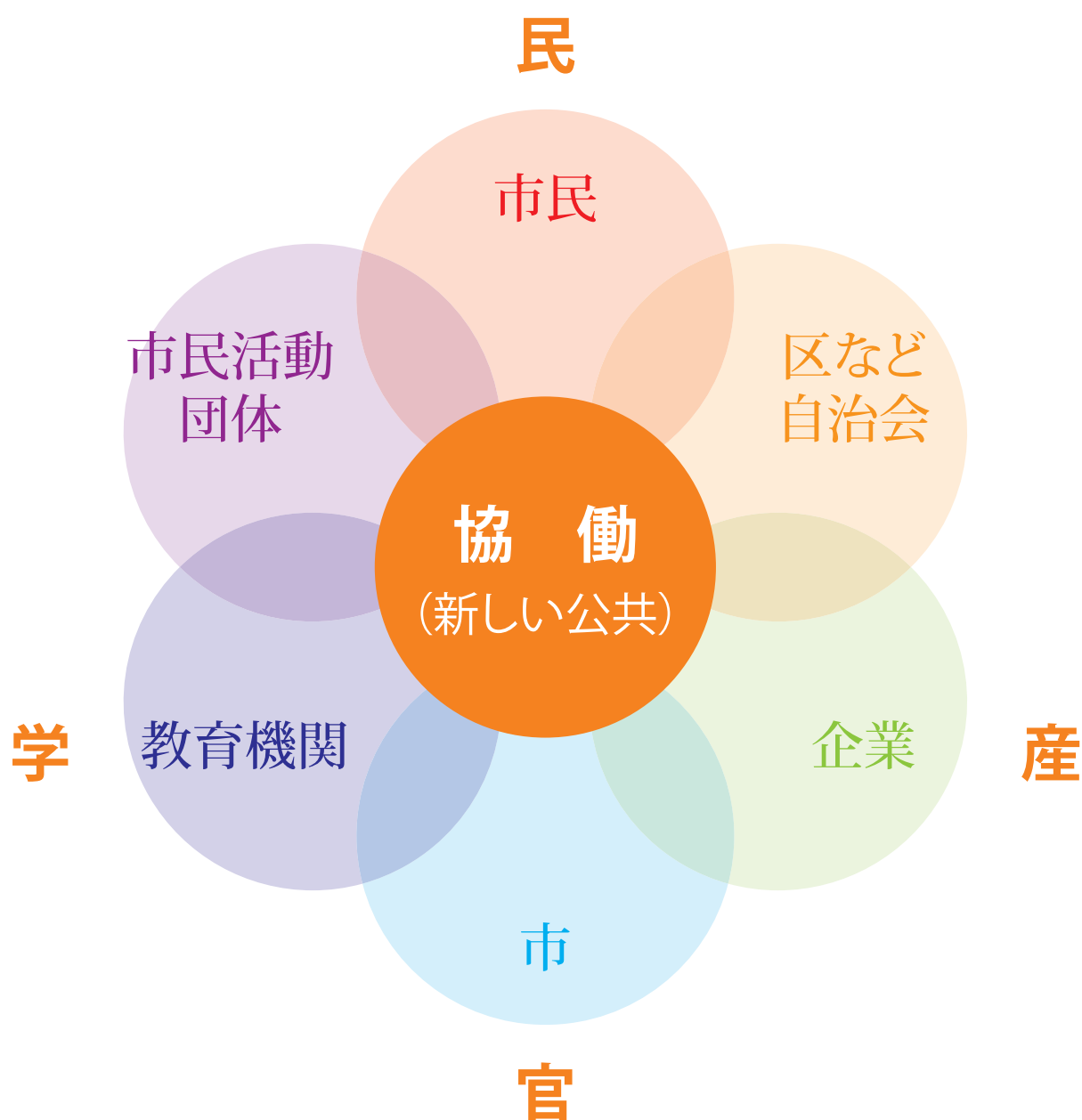
## ⑨ 資材提供

概要	市民が自主的に行う公共的事業に資材を提供すること。
効果	環境美化事業における花の種やごみ袋等、道・水路の改修、解凍用塩カル散布などの資材の提供により、地域市民が自主的に行うことで地域の絆を強める。
留意点	必要性が地域によって違うため、見極めが必要。
過去の実施例	明科地域では、市が資材を提供し、市民による道普請などを実施している。

以上が代表的な形態ですが、形にとらわれずに選ぶことが必要です。機に応じた方法を工夫することも大切です。

### (7) 協働のまちづくり推進の領域

あらゆる主体が協働による課題解決やまちづくりを行う領域を整理すると下図のようになります。それぞれの主体同士が重なる部分が、協働の領域です。



## 第2章 協働のまちづくり推進の基本方針

### 1 協働のまちづくり推進の現状・課題

安曇野市らしい協働のまちづくりを推進するためには、協働を担う主体や協働を推進するシステムの現状と課題の把握が必要です。

#### (1) 区など自治会のうち「区」の現状と課題

地域コミュニティの中心的な組織である区は、市民の福祉向上、環境整備、安全・安心な地域づくりなどのための事業を推進する一方で、市民ニーズの多様化、少子高齢など社会情勢の変化により、高齢者支援、防災・防犯などの分野において、新たな課題に直面しています。同時に、従来の地域コミュニティや顔の見える関係が薄くなってきています。

現在、区が抱える現状の一部には次のような点が挙げられます。

- ① 区の行事等への無関心。
- ② 区長をはじめとする一部役員への依存。
- ③ 区の役員に女性が少ない。
- ④ 市への依存度が高いため、市への要望が多くなり、課題解決に向けた自主的な活動ができていない区もある。
- ⑤ 市行政との関係が縦割りであり、区組織も横断的な連携が図れていない。
- ⑥ ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、隣近所の関係が希薄になり、地域コミュニティが崩れてきている。
- ⑦ 日常生活を送る中で抱える生活課題は多岐にわたり、公的サービスだけでは解決できないものが増加しており、新たな社会福祉事業開発が求められている。
- ⑧ 事業や財源の見直しが不足している。

など、すべての区に該当するものではないものの、市区長会を通じて提出された現状の一部です。これらの現状から、

- ① 情報不足による区の意義や活動などに対する市民の理解不足。
- ② 区内の縦割りによるスムーズな課題解決が困難。
- ③ 事業のマンネリ化や自治意識の低下から区への関心が薄く、役員への負担の拡大や役員選出が困難。
- ④ 市民が抱える困りごとや心配ごとなどの生活課題を、適時に把握する仕組みづくりがまだ途上である。

など課題が挙げられます。

## (2) 市民活動団体の現状と課題

地域の課題解決を担う主体として目的を持って活動を行う市民活動団体は、NPO法人をはじめボランティア団体など、年々その数が増加しています。

現在、市民活動団体が抱える現状の一部に次のような点が挙げられます。

- ① 地域に根ざしたボランティア・NPO活動になっていない。
- ② 活動する市民が固定化されてきている。
- ③ 活動が個別で、行政や他団体との連携が図れていない。また、その情報も乏しい。
- ④ 活動する財源が乏しい。
- ⑤ 活動団体の把握ができていない。
- ⑥ 活動を推進するための情報が得られない。
- ⑦ ボランティアセンター登録者が高齢化している。

など、すべての市民活動団体に該当するものではないものの、市民活動団体へのアンケートやワークショップなどを通じていただいた現状の一部です。

これらの現状から、

- ① 市民活動団体の把握や情報不足。
- ② 円滑な市民活動団体運営に大切なスキルのさらなる向上の必要性。
- ③ 協働を推進するための地域リーダーや協働コーディネーターの不足。
- ④ あらゆる主体との連携不足による継続性、持続性の低下。

など課題が挙げられます。

## (3) 市の現状と課題

これまで、すべての市民ニーズに応えるべく、公共的サービスのほとんどを担ってきた市も、多種多様な市民ニーズや地域課題への対応が困難になってきました。

現在の市の協働推進や協働推進システムにおける現状は、次のような点が挙げられます。

- ① 区へ依頼する事項が多い。
- ② 産学官民の協働システムが構築されていない。
- ③ 区など自治会やボランティア・NPOなど市民活動団体との関係が縦割りになっている。
- ④ 庁内組織が縦割りになっている。
- ⑤ 厳しい社会情勢の中で、財政難になってきている。
- ⑥ 協働に関する行政情報の提供が不十分である。
- ⑦ あらゆる主体の情報収集、提供が不十分である。
- ⑧ 市民活動センターの機能が不十分である。
- ⑨ 区など自治会の運営やボランティア・NPOなど市民活動へのサポート体制が不十分である。
- ⑩ 近隣市町村との協働に関する連携が図られていない。
- ⑪ 協働に関する啓発事業が不十分である。



これらの現状から、

- ① 情報収集・提供システムと情報の一元化システムが構築されていない。
- ② 情報や啓発の不足による市民の協働に対する理解不足。
- ③ 地域リーダーや協働コーディネーターの不在。
- ④ 市民の市政に対する参画システムが未熟。
- ⑤ 庁内部局の縦割りによる非効率的な行財政運営。
- ⑥ あらゆる主体との協働システムの構築がされていない。

など課題が挙げられます。

#### (4) それぞれの主体間の連携・協働の現状と課題

個別の協働事業については、あらゆる主体間で実施されていますが、協働推進の仕組みの中で行われているものではありません。また、市では現在、その協働事業の把握もできていません。

#### (5) 協働のまちづくり推進システムの現状と課題

個別の協働事業については、あらゆる主体による事業提案やその必要性に応じてそれぞれ実施していますが、確固たるシステムはありません。また、協働を担う主体の情報不足もあり、そのコーディネートの役割が十分機能していません。

#### (6) 市民参画システムの現状と課題

市民への情報提供や市民の市政への参画は、協働を進める上で必要不可欠です。現在市民参画システムとして、パブリックコメント、アンケート、シンポジウム、ワークショップなど任意の参画方法の他、公聴会、審議会・委員会など制度等による参画システムがあります。現状では、市民参画の効果も見受けられる一方で、参画する市民の固定化、関心の低いテーマでの参画者の少人数化なども見られます。

#### (7) 評価システムの現状と課題

現在、協働事業の評価システムは確立されていません。

## 2 協働のまちづくり推進の基本方針

### 1 あらゆる主体の情報共有

あらゆる主体の情報の共有化が重要であり、そのため区など自治会、市民活動団体、企業、教育機関及び市の情報の収集、一元化、提供のシステムを構築します。

### 2 あらゆる主体の協働に対する理解と人財育成

協働のまちづくりを進める上で、広範な協働に対する理解が必要です。

そのため、「地域リーダー」<sup>※5</sup>の育成及び「協働コーディネーター」<sup>※6</sup>の養成講座を開催し、人財の発掘や育成を行うとともに、人材バンクへの登録を促進します。

(人は宝・財産であるという考え方から「人財」としています。また「人材バンク」はすでにある制度のため「人材」としています。)

### 3 市民参画の環境づくり

市は市民との協働を推進するために、市民一人ひとりの市政への関心を高めることが必要です。

そのため、市政について説明する機会や学びの場及び情報を提供します。

また、市民が参画しやすく、また参画したいと思う機会を創出し、市政への反映を目指します。

### 4 主体的な市民活動の促進

協働を推進するためには、市民一人ひとりが主体的に地域活動に参画することが重要になります。

また、市民活動においても主体的な推進が求められます。

そのため、市民一人ひとり、また、あらゆる主体の活動を促進します。

# 第3章 協働のまちづくり推進システム

## 1 推進体制

### (1) 推進体制の確立

- ① 「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び安曇野市協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」により、「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び安曇野市協働のまちづくり推進行動計画」の策定、並びに協働のまちづくり推進の進捗状況及び事業評価を行います。
- ② 区担当職員制度の意義と役割を明確にし、市職員が自覚と責任を持ちます。
- ③ 自治基本条例（仮称）の制定に向けた検討を行います。
- ④ 地域課題の解決のため、市職員が区など自治会の会議に参加します。
- ⑤ 「職員協働推進マニュアル」を策定し、市職員は協働事業等へ参画します。
- ⑥ 庁内部局の横断的連携と他行政機関との連携システムを構築します。

### (2) コーディネート・システムの確立

- ① あらゆる主体の情報を、市民活動センターで一元管理するとともに、市民活動団体登録の促進及びそのネットワーク化、また、市民活動コーディネーターの配置による協働の推進を図ります。
- ② 市民の最も身近な支所は、公民館（分館）とまちづくり部局の連携により、協働推進や地域づくりの窓口となることが重要であるため、協働をコーディネートする専門員の配置に努めます。

### (3) まちづくり推進会議（仮称）の設置

協働のまちづくりを推進する上で重要なことは、それぞれの主体が行うべき役割を果たすことです。特に区など自治会や市民活動団体は、それぞれが抱える課題を自ら解決する取り組みを行います。また、区など自治会と市民活動団体だけで解決できない課題は、多様化、高度化してきたことから、多くの市民が地域課題について考え、意見交換を通じた意思決定に参画する「まちづくり推進会議」（仮称）の設置について検討します。

### (4) 協働事業の進捗管理体制の確立

協働事業を実施する上で、協働の趣旨が確保されているかなど、その進捗管理を行う体制を確立します。

### (5) 協働事業の評価体制の確立

協働事業を実施し完了した場合、その協働事業を評価します。評価は、その事業を実施した複数の主体相互、また第三者機関を設けて実施します。

## 2 推進支援

### (1) 人財育成支援

地域づくりを中心的に担う「地域リーダー」及び「協働コーディネーター」を育成、養成するため、講座を開催します。

### (2) 助成、制度による支援

協働のまちづくり推進を促進するため、補助金、交付金などの見直しなどによる充実を図ります。また、協働のまちづくり推進を促すための制度を設けます。

### (3) 相談窓口の設置

あらゆる主体の協働推進の促進、あるいはあらゆる主体の運営に関わる相談窓口を充実します。

### (4) 交流・スキルアップ支援

市民活動登録団体をはじめ、協働を担うあらゆる主体相互の交流や情報交換、また、運営のためのスキルアップ事業を市民活動センターを中心に実施します。



# 協働のまちづくり推進行動計画


---

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の目的

この計画は、様々な地域課題を解決し、市民一人ひとりがいきいきと心豊かに暮らすことができる安全・安心の地域社会の実現を目指し、あらゆる主体相互が連携する仕組みと活動の促進を図るための施策を定めることを目的とします。

この策定に当たっては、次の趣旨を根幹とします。



<b>市民が主体のまちづくりです。</b>	市民が主体のまちづくりを進めるための計画です。そのためには、市民が参画して策定します。
<b>計画が目的でなく、計画がスタートです。</b>	計画策定のプロセスを大切に、計画を基盤に協働推進を図ります。
<b>あらゆる主体の役割を明確にします。</b>	協働推進を図るため、あらゆる協働推進の主体（市民、区など自治会、市民活動団体、企業、教育機関、市）の役割を明確化します。
<b>新しい公共の実現を推進します。</b>	市民の課題解決のスキルアップを図るとともに、すべての主体が「協働」を理解し、「お互い様」や「支え合い」の意識を高め、あらゆる主体相互が連携する「新しい公共」の実現を推進します。
<b>協働の実効性を高めます。</b>	市民の主体性を尊重し、持続可能な協働推進を図るため、その実効性を高めます。そのため、協働推進システムの構築を図るとともに、進捗管理、事業評価の公開に努めます。

## 2 計画策定の背景

安曇野市では、協働のまちづくりを推進するため、平成20年度に「市民と行政の協働指針」を策定しました。策定後、指針に基づく協働推進を図ってきましたが、少子高齢化の進行など社会情勢もさらに変化してきている中で、地域課題が一層多様化、グローバル化してきました。また、本庁舎建設が進められており、完成後においても、公民館とまちづくり部門の連携による、生涯学習を基盤とした、市民に身近な公共サービスの提供や市民が主体のまちづくりが進められることが大切となります。このことから、改めて協働推進のための計画を策定します。

## 3 行動計画の期間

協働のまちづくり推進行動計画は、平成30年度を目標年度とし、平成26年度から平成30年度までの5年間で推進期間とします。

## 第2章 推進施策の展開

### 基本方針に基づく具体的施策

#### 1 基本方針(1) あらゆる主体の情報共有

あらゆる主体の情報の共有化が重要であり、そのため区など自治会、市民活動団体、企業、教育機関及び市の情報の収集、一元化、提供のシステムを構築します。

##### 施策1. 情報収集システムの構築

#### (1) あらゆる主体からの情報

市民記者(仮称)を設置し、取材活動により情報を収集します。

##### 行動要領

- ① 市民記者は、市民活動センターの運営管理者が務めます。
- ② 市民記者は、新聞などメディア情報に掲出される、市内で公益事業を行う団体を取材し、様々な情報を入手します。また、市民記者は、その団体に対し、市民活動団体登録を促します。

様々な主体が開催する各種会合の機会や目的別に、アンケート調査を実施し、市民ニーズを収集します。

##### 行動要領

- ① 市民活動センターなどで実施する市民活動団体向けの交流会や講座において、アンケートを実施し、各団体の抱える課題や協働事業の意向などの把握に努めます。
- ② 市民ニーズに合った情報収集・提供システムを構築し、情報の共有化を図るため、比較的情報を得にくい市民を対象に、欲しい情報や得やすい情報手段などを把握するためアンケートを実施します。
- ③ 市政や制度などの情報を提供する「協働のまちづくり出前講座」(以下、「出前講座」という。)は、より市民ニーズに合ったメニューや内容とするため、随時、実績やアンケートなどから検証を行い、見直しを行います。
- ④ 区など自治会のあり方の基礎とするとともに、区民一人ひとりの関心を高めるために実施する、地域課題など区民へのアンケートについて支援します。

#### (2) 区など自治会からの情報

各区など自治会の情報は、市区長会と連携し、協働に関する特色ある情報を収集します。

##### 行動要領

- ① 提出様式と収集システムを定め、市区長会と連携し、区など自治会が行う活動や地域課題の解決の事例などの情報を収集します。



### (3) 市民活動団体からの情報

市民活動団体の情報は、市民活動センターがホームページ掲載のための団体情報として収集します。

#### 行動要領

- ① 市民活動団体の概要、事業内容、スタッフ募集、イベント情報や参加者募集などを市民活動センターの職員が、定めた様式に基づき、収集し、取りまとめます。
- ② 市民活動センターにおいて、社会福祉協議会が持つ、ボランティア団体の情報を収集します。

### (4) 企業からの情報

企業の情報を、市商工会などを通じ、各企業との連携により収集します。

#### 行動要領

- ① 市商工会との定期的な連絡調整を図り、市の情報の提供とともに、企業における公益活動の情報収集に努めます。

### (5) 教育機関からの情報

市民活動センターにおいて、教育機関の情報を、小・中学校、高校及び大学から収集します。

#### 行動要領

- ① 周辺の大学の情報を収集するため、大学のホームページと市民活動センターのホームページをリンクします。
- ② 市教育委員会との定期的な連絡調整を図り、市内の小・中学校及び高校の情報の収集に努めます。

## 施策 2. あらゆる主体の情報の共有化

### (1) 区など自治会の情報共有

区など自治会が開催する協働事業事例報告会や研修会などを通じ、区など自治会の組織相互で情報共有を図ります。

#### 行動要領

- ① 市区長会との共催による、地域を考える研究集会をはじめ、各区の協働事業事例報告会、交流会、研修会や意見交換会など、情報の共有の場を設けます。
- ② 地域区長会の会議は、できる限り各地域の区が抱える課題の解決のための議論の場とします。また、協働のまちづくり推進の先進地の取り組みなど共有できるよう、先進地視察研修、報告会などの場を設けます。

### (2) 市民活動団体の情報共有

市民活動センターは、社会福祉協議会のボランティアセンターとの情報の共有を図ります。

#### 行動要領

- ① 社会福祉協議会との定期的な情報交換により、市民活動センター及びボランティアセンターの各種講座等の情報、また市民活動団体の情報を共有します。

### (3) 市の情報共有

庁内各部署が作成する実施計画に「協働事業」欄を設け、協働事業の把握及び推進を図ります。

#### 行動要領

- ① 市の施策として、あらゆる主体との協働事業を推進するため、毎年作成する実施計画に「協働事業」欄を設け、協働が可能な事業について、市と協働を担う主体を明記し、庁内各部署の共有化を図ります。ここでは「協働事業」の形態を、共催、事業委託、実行委員会、事業協力及び資材提供とします。
- ② 市は、実施計画上の協働事業を整理し、次年度以降の協働事業について積極的に推進します。このため、協働事業のパートナーの公募など、当該事業実施年度に行います。

協働推進を担当する部署は、庁内他部署との連携を図ります。また、県や他市町村及びその他行政機関との連携を図り、協働のまちづくり推進に関する情報の共有に努めます。

#### 行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、市が設置する「協働のまちづくり推進庁内プロジェクト」により、教育委員会生涯学習関係部署をはじめ、庁内他部署との定期的な連絡調整を行い、地域課題の把握など、情報の共有に努めます。

- ② その他行政機関や各自治体の市民活動センターと連携し、今後協働のまちづくりを推進する上で参考となる優良事例や取り組みなどの情報の共有に努めます。
- ③ 市と区長との情報共有システムとして、将来的に IT の活用に向けた検討を行います。

### 施策 3. 情報提供システムの構築

#### (1) あらゆる主体の情報発信

あらゆる主体の情報は、市のホームページ、広報紙、また市民活動センターのホームページ、広報紙、センター内掲示板等により発信します。

##### 行動要領

- ① 市の広報紙等、「協働のまちづくり推進」の特集や、別冊版の発行を検討します。
- ② 市民活動センターにおける情報の発信については、当然、公益活動としての情報であることが必要であり、市はそのために明確な情報掲載基準を設け、公平公正な情報発信に努めます。
- ③ 高齢者などへの情報提供においては、情報格差を避けるため、広報紙への情報掲載のほか、回覧板などの活用も検討します。
- ④ 外国人に正確な情報を提供するため、外国語での情報紙の発行も検討します。

あらゆる主体の情報の発信について、地元メディアの活用に努めます。

##### 行動要領

- ① 全市的に行う協働事業などは、市民活動センターを通じて、メディアへプレスリリースを行います。このように、タイムリーな情報発信として、メディアへ協働事業の周知や実施状況などの掲載を依頼します。

#### (2) 区など自治会の情報発信

区など自治会の情報は、市の広報紙や「市区長会だより」に掲載し、発信します。

##### 行動要領

- ① 市区長会が収集した区など自治会の活動事例を、「市区長会だより」あるいは市の広報紙に掲載します。
- ② 区など自治会独自の活動を掲載する地域区長会報などの発行や、区民が抱える課題の解決のための取り組みを、各種集会の機会に公表します。

### (3) 市民活動団体の情報発信

ボランティア団体を含む市民活動団体の情報は、市民活動センターのホームページ、広報紙、センター内掲示板等により発信します。

#### 行動要領

- ① 多くのボランティア団体の情報を持つ社会福祉協議会との連携により、市民活動センターは、市民活動センターが持つ市民活動団体の情報の一元化を図り、発信します。
- ② 市民活動団体の情報は、「市民活動センターだより」に掲載し、発信します。

### (4) 市の情報発信

市職員があらゆる主体の学習の場に直接出向き、市政や制度などの情報を提供する「出前講座」の拡充を図ります。

#### 行動要領

- ① 市民活動センターにおいて、「お試し版」として定期的に2講座ずつ出前講座を開催します。
- ② 県、社会福祉協議会、病院、企業、教育機関などが実施する出前講座との連携を図り、その情報を提供し、市民の学びの場を増やします。
- ③ 将来を担う子どもたちの人財育成を目的とし、「子ども版出張講座」を開設します。

市民の最も身近な窓口である各支所を、市民活動センターとの連携により、情報提供の場とします。

#### 行動要領

- ① 市民活動センターにより一元化した情報を、各支所の窓口に設け、提供します。

## 2 基本方針（2） あらゆる主体の協働に対する理解と人財育成

協働のまちづくりを進める上で、広範な協働に対する理解や人財の発掘・育成が必要であり、以下のとおり取り組みます。

### 施策 1. あらゆる主体相互の理解度の向上

#### (1) 講座などの開催

あらゆる主体の協働への理解を高める研修会、講演会、講座などを開催します。

##### 行動要領

- ① 市主催の協働のまちづくりに関する講演会、講座及びワークショップなどの開催のほか、あらゆる主体との共催によるイベント、交流会、意見交換会などを開催します。講演会などの講師は、協働を実践している市民も担います。
- ② 次代を担う若年層や学生などを対象とした講演会などを開催します。
- ③ 協働事業を実践している団体との共催により、その団体が講師を務める協働事業実践講座やテーマを設けた協働事業などを展開します。
- ④ 「協働のまちづくり推進」をテーマにしたシンポジウム、フォーラムを開催し、協働事例などの報告などを行います。また、開催にあたり、市民が主体の実行委員会形式の企画チームにより、市民ニーズに近い催しを行います。

#### (2) 広報の充実

あらゆる主体相互の協働に対する理解を高めるため、市のホームページ、広報紙、また、市民活動センターのホームページ、広報紙（市民活動センターだより等）、センター内掲示板の拡充を図ります。

##### 行動要領

- ① 協働のまちづくり推進に関する情報を、市内の公共施設、あるいは商業施設、病院などへ掲出します。

#### (3) 協働事業事例集の作成

市民活動センターにおいて、協働事業の集約により、協働事業事例集を作成し、市民活動センター及び支所窓口などに設置します。

##### 行動要領

- ① 社会福祉協議会との連携により、市民活動センターにおいて各種協働事業や公益活動事業を集約し、毎年、協働事業事例集を作成します。
- ② 協働事業事例集は、成人式などで配布し、一人ひとりが協働事業や公益活動に対する理解を高めるよう促進します。
- ③ 協働事業事例集に基づく研修会、または事例報告会を開催します。

- ④ 協働事業事例集を市のホームページ、広報紙、また、市民活動センターのホームページ、広報紙（市民活動センターだより等）、センター内掲示板、並びに支所窓口に掲出します。

## 施策 2. 人財の育成・養成

市民が主体的なまちづくりを進めるには、その中心となる地域リーダー及び協働コーディネーターの発掘、育成・養成が必要です。また、その人財を、市の「人材バンク」へ登録・活用を図ります。

### (1) 地域リーダー育成システムの構築

区など自治会との連携により地域リーダーの人財の発掘に努めます。

#### 行動要領

- ① 様々な特技やノウハウを持つ区民の発掘とその活用の仕組みづくりのため、全市 83 区からモデル区を選定します。モデル区において、アンケートにより区民の生活に不足している事項など把握し、その事項に対して実行できる人財を地域リーダーとして募集・登録するほか、そのコーディネート・システムを構築し、他の区の模範とします。

地域リーダーを育成するため、地域リーダー育成講座を開催します。

#### 行動要領

- ① 市主催あるいは社会福祉協議会との共催による、協働推進のための地域リーダー育成講座を開催します。
- ② 大学や県などが実施する協働推進のためのコーディネーター養成講座への積極的な参加を促すための情報を提供します。

地域リーダー育成講座を修了した市民が、それぞれ地域や団体などで「認定地域リーダー」として活動できる仕組みを構築します。

#### 行動要領

- ① 地域リーダー育成講座を修了した市民の情報を、個人情報保護法を遵守し、市区長会を通じ、各地域の区長へ提供します。そのうえで、区など自治会が、育成講座を修了した認定地域リーダーをそれぞれ区など自治会が抱える課題の解決のために活用するよう促します。
- ② 市民活動団体が、育成講座を修了した認定地域リーダーを有効に活用するよう促します。

## (2) 協働コーディネーター養成システムの構築

協働コーディネーターを養成するため、協働コーディネーター養成講座を開催します。また、協働コーディネーター養成講座を修了した市民を「認定協働コーディネーター」とし、地域活動や市の協働事業への関わりを深めます。

### 行動要領

- ① 市あるいは社会福祉協議会との共催による、協働コーディネーター養成講座を開催します。
- ② 協働コーディネーター認定制度を設け、養成講座を修了し、制度に基づく審査に合格した者を「協働コーディネーター」として認定します。
- ③ 認定した協働コーディネーターが、市が開催する定期的な会議に出席し、市が把握する協働事業へのアドバイス、あらゆる主体の協働事業の推進のためのコーディネートを行う場を創出します。

## (3) 「人材バンク」及びネットワークシステム

地域リーダーや協働コーディネーターをはじめ、新たな人財ネットワークシステムを構築します。

### 行動要領

- ① 地域リーダー育成講座を修了した認定地域リーダーや、認定した協働コーディネーターを、既設の「人材バンク」に登録し、ネットワーク化を図り、あらゆる主体や市民などの要請に基づき、派遣します。
- ② 社会福祉協議会が養成する地域コーディネーターの有効活用を図るため、「人材バンク」に登録し、周知と位置づけを明確にします。

### 3 基本方針(3) 市民参画の環境づくり

市が市民との協働を推進するためには、市民一人ひとりの市政への関心を高めることが必要であり、以下の施策により機会の創出と市政への反映を目指します。

#### 施策1. 計画策定段階からの市民参画の方法

市民参画の手法には、下表に掲げるいくつもの手法があり、計画・事業の内容などとの最適な組み合わせや意見聴取時期を検討する必要があります。

参画の方法	
任意の参画方式	①パブリックコメント方式 ②アンケート方式 ③ヒアリング方式 ④モニター方式 ⑤意見・作文・アイデア等の募集方式 ⑥シンポジウム・フォーラム方式 ⑦講習会・研究会・勉強会方式 ⑧サロン方式 ⑨ワークショップ方式 ⑩オンブズマン方式 ⑪関係団体との事前の協議
制度等による参画方式	①公聴会・住民説明会 ②審議会・委員会・懇話会 ③条例・要綱 ④住民投票制度 ⑤条例の制定・改廃請求 ⑥請願・陳情 ⑦直接請求 ⑧住民監査請求、住民訴訟 ⑨公文書公開請求

#### 任意の参画方式

##### ① パブリックコメント方式

概要	パブリックコメントは、市の基本的な政策等の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨、内容等必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報、提言等を募集し、提出された意見等を考慮して政策等の意思決定を行うとともに、これらに対する市の考え方を公表する手法である。
効果	市が条例や計画などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。
留意点	事前に原案が公表されることで、条例や計画を定めるまでの流れがわかりやすく、見えやすくなる必要がある。

##### ② アンケート方式

概要	アンケート調査は、各種行政計画の策定段階において最もよく用いられる手法である。アンケート調査を行うに当たっては、対象者に対して少なくとも調査の目的、対象、期間、配票・回収方法、問い合わせ先は明確に示しておく必要がある。
効果	調査の際に、アンケート調査の目的(各種行政計画策定の目的等)を周知することなどにより、広報的な機能を持たせることも可能である。
留意点	配票・回収とも郵送で行うアンケート調査では、一般的に他の方法に比べて回収率が低くなる傾向にあることから、回収率を高めるために、調査協力へのお礼も兼ね、提出を促す通知を再度郵送するなど工夫をする必要がある。



### ③ ヒアリング方式

概要	団体、組織、グループや個人に対する聞き取り調査であり、アンケート調査と並んで各種行政計画の策定過程によく用いられている手法である。
効果	相手に調査の趣旨を説明しやすく、かつ相手の意見について聞き込むことが可能である。また、各種団体、組織、グループや市民と行政との交流を深めるきっかけづくりとして捉えることもできる。
留意点	一度にヒアリングできる時間、内容にも限りがあり、あらかじめヒアリング内容を十分検討しておく必要がある。

### ④ モニター方式

概要	公募した市民を「市政モニター」や「環境モニター」などという形で登録し、市政等に関する意見を聴取したり会議への出席を求めたりするものである。
効果	行政としては、様々な立場の市民の意見を聴取することができ、行政では考えつかなかった意見や把握しにくかった実態を知ることができる。
留意点	モニターが一部の人に固定してしまうことを避けるため、モニターの選定方法について十分検討する必要がある。(例：無作為抽出などにより広く市民の参画を促す)

### ⑤ 意見・作文・アイデア等の募集方式

概要	テーマを決めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集するものである。
効果	特に公共施設などの愛称名募集などの方式は、それらが広く市民に親しまれることから、近年こうした方式を採用している。作文の場合は具体的な意見や考えを読みとることができる。
留意点	選考基準を明確にしておく必要がある。また、選考から漏れた作品等をどう取り扱うかについても検討しておく必要がある。

### ⑥ シンポジウム・フォーラム方式

概要	シンポジウムとは1つのテーマについて何人かのパネリスト（講演者）が意見を述べ議論する形式の討論会のことであり、フォーラムとは公開の討論会や座談会のことである。シンポジウムやフォーラムにおいて、市民をシンポジストやパネリストとして行う方式も増えている。
効果	多くの人々の意見を聞くことができ、かつ議論に参加することができるため、同時に多くの人々の意識を高め、共通認識を有することができる機会と捉えることができる。
留意点	開催日時の設定、討議テーマの設定、パネリストの選定について十分検討する必要がある。

## ⑦ 講習会・研究会・勉強会方式

概要	限られたテーマについて検討する場合に有効かつ必要な方式である。市民、企業、大学、行政など異なる立場の者が課題を共有し、学習や議論を深めていく方法である。
効果	限られた人数で学習や議論を深め、意見をまとめていくことができ、プロセスを通じて、ネットワークや行政との信頼関係が醸成される。
留意点	目的を明確にし、行政としてフォローをきめ細かく行っていくか、ある程度自主性に任せるかを見極める必要がある。

## ⑧ サロン方式

概要	あるテーマについて任意の市民が参画し、自由な討論を行う会合を重ね、多種多様な意見を効率的に集約する。
効果	自由討議のため屈託のない議論を展開でき、合意形成まで至れば、出席者間の信頼感が生まれる。
留意点	自由討議のため意見の食い違いや議論が散漫になる可能性もある。

## ⑨ ワークショップ方式

概要	ワークショップとは、現状把握からはじまり、問題点や課題の整理、分析、計画の方向性の提言、計画案、設計案づくりなどを行うのに適した参画の手法で、それぞれの立場で意見を出し合う場合でも、時間を無駄無く使って、平等かつ合理的に意見をまとめられる方法であるとされている。
効果	誰もが参画でき、かつ声の大きい人の意見ばかりが通ることがないため、参画者の満足度が高い。
留意点	開催側には楽しく進行する工夫や、話し合いを仕掛けるテクニックなど、ある程度の力量が求められるため、そのテクニックを習得した人材の確保・育成が必要である。

## ⑩ オンブズマン方式（行政監視の市民参加）

概要	オンブズマン制度という場合と市民オンブズマンという場合では意味が異なる。オンブズマン制度という場合は、オンブズマンが行政に対する苦情を受け付け、中立的立場にたってその原因を究明し問題を解決していく制度である。市民オンブズマンは、市民の自主的な監視活動を指す（川崎市のように行政上の制度に市民オンブズマンと称している場合もある）。問題の発見を自らが行き、特に支出面における監視に重点をおくという点でオンブズマン制度とは異なるものである。
----	---

## ⑪ 関係団体との事前の協議

概要	関係団体の意向を聞いたり、市の案を説明し、事前に意見調整するなど、団体との協力関係の維持や、団体への協力を依頼する目的で打ち合せや会合などの形で実施される。
効果	従来から用いられてきた手法で、比較的短時間で団体の意向を把握でき、意見調整ができる。
留意点	公平性から、団体の選定に配慮するとともに、互いに馴れ合いにならないよう、運営に注意する必要がある。

## 制度等による市民参画の方法

### ① 公聴会・市民説明会

概要	公聴会という場合には、一般に法律上開催を義務づけられた公式的な意見聴取の場を指すことが多い。市民説明会は、行政がある事案について説明するものであり、その結果として意見を聴取したり、議論したりすることは当然あり得るものである。
効果	行政からすれば関係者に一同に集まってもらい、説明ができ、かつ意見を聴取することができる。参加者からすれば、説明を受けるもしくは意見を述べるだけで良いので気軽さを感じ負担にもならない。
留意点	出席者の意見を計画策定に反映させるというより、広く意見を聞くという性格が強く、一般的には議論の場としては弱い。「行政が説明しっぱなし」「市民は聞きっぱなし」と批判されることをできるかぎり避けるよう配慮する必要がある。

### ② 審議会・委員会・懇話会

概要	審議会・委員会は複数の委員で構成される合議制の機関である。法律、条例、要綱を根拠とするもののほか、それらに根拠を置かず任意で設置されるものもある。審議会や諮問委員会の場合は、会議自体の決定権限は有しておらず、あくまでも提起事案について意見を述べるものである。
効果	審議会・諮問委員会では、行政が一定の委員を選任し、委員の合議による答申を受けることから、会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができる。
留意点	審議会・諮問委員会の委員が固定化するようなことがあると、活発な議論を望むことは難しくなるため、委員の選考については十分に検討する必要がある。

## ③ 条例・要綱

概要	市民参画のまちづくりを制度的に担保するものである。市民参画の手続き等を明文化することによって、参画手法の広い認知や問題意識等の共有につながるとともに、実際の活動の継続的な保証が可能となる。
効果	市民参画の仕組みがあることにより、市民活動の立ちあがり等が比較的容易になり、また市民主体のまちづくりが条例等に位置づけられることによって、社会的な認知度も高まり、市民の意識の啓発にもつながる。
留意点	条例の持つ精神をより実践的に生かしていくことが重要である。手法については、単一的な手法よりも、計画の目的や内容等に応じて選択できるよう、柔軟に運用できる条例等を制定することが重要である。

## ④ 住民投票制度

概要	日本国憲法第95条における特別法に委ねられている住民投票は、強制力のない住民の意思表示手段であり、特定の事案に対する住民の意思表示手段として実施され話題を呼んでいる。最近では、合併に関して、条例による住民投票を行う場合が多い。この場合は、公職選挙法の適用を受けないので、未成年者の一部、永住外国人に投票権を与えるなどしている。また、恒常的に重大問題については住民投票を行える条例を制定する自治体が増えている。
効果	市民が投票に関する事項について関心を寄せることができる。
留意点	実際に住民投票結果に強制力を伴うものではないので、投票結果と異なる政策決定がなされることもある。

## ⑤ 条例の制定・改廃請求

概要	地方自治法第12条及び第13条では住民の直接請求権を定め、同法第74条から第88条において直接請求制度が定められている。その中で、計画策定に関わるのは第74条の条例の制定・改廃請求制度である。
----	--

## ⑥ 請願・陳情

概要	請願権は、日本国憲法第16条で認められており、これを受けて官公庁に対する請願手続きが請願法に定められている。また、地方自治法第124条及び第125条では、地方議会への請願の手続き及び処理について定められている。後者については、地方議会に提出する請願においては議員の紹介が必要であり、地方議会は不備がない限り請願を受理しなければならない。請願は、議会において審査を受け、採択した請願で当該地方公共団体の長等において措置することが適当と認めるものは、これを送付し、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。
----	---

## ⑦ 直接請求

概 要	<p>地方自治法では、行政の住民による直接のコントロールとして、条例の制定・改廃請求権及び事務の監査請求権(第12条)、議会の解散請求権及び主要公務員の解職請求権(第13条)を住民に認めている。このうち、条例の制定・改廃請求以外は行政に対する住民の監視という面が強く、解職・解散請求は住民の意思に長や議会が反すると住民が判断した場合や非行行為に対して職にふさわしくないと判断した場合に起こされることが多い。また、事務の監査請求は、行政運営が適正に行われることを担保する手段として、直接住民が監視する制度を設けることにより、行政運営の適正化・合理化を図ろうとするものである。</p>
-----	--

## ⑧ 住民監査請求、住民訴訟

概 要	<p>地方自治法第242条では、住民は地方公共団体の執行機関や職員について、違法もしくは不当な財務上の行為等があると認めるとき、監査委員に対して監査を求め、当該行為を防止もしくは是正し、損害を補填するために必要な措置を講じるよう請求できるとしている。住民監査請求が事務監査請求と異なる点は、住民1人で請求することができ、具体的な事案を対象とすることである。また、その目的も事務監査請求と異なり、違法又は不当な行為により住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する観点から行われる。この住民監査請求によって目的を達成できない場合には、同法第242条の2で住民が裁判所に訴え(住民訴訟)を起こすことができるとしている。</p>
-----	--

## ⑨ 公文書公開請求

概 要	<p>安曇野市情報公開条例は、行政情報公開制度の総合的な推進を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参画を促進することを目的として定められている(第1条)。第5条において、何人も、実施機関に対し、管理する公文書の公開を請求できるとしている。また、第7条において、実施機関は公開の義務があるとし、原則公開を定め、特例として「非公開情報」を掲げている。</p>
-----	---

## 施策2. 市民参画を導入すべき事務事業

計画策定段階から市民の参画を得て進めるべき事務事業としては、下表のものが考えられます。

参加の方法	内 容 等
ア 中・長期的計画の策定	基本構想・基本計画等、市政の基幹となる重要な計画
イ 主要な計画の策定・改定	福祉、環境、都市計画などの計画の策定・改定
ウ 重要な政策決定	特に重要な政策
エ 重要な条例の制定・改廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施策の基本理念等を定める条例</li> <li>・市民に対する権利義務が生ずる条例</li> <li>・その他市民生活における重要な条例の制定・改廃</li> </ul>
オ 公共施設の構想・設計	どの場所にどのような機能を持った施設を配置すべきかなどの構想、基本の設計

### 施策3. 公募委員・会議公開の取り組み

市民が行政運営に参画する手法の一つとして、附属機関（審議会・委員会など）の委員として参画する方法があります。市では、「附属機関等の設置及び運営に関する指針」を制定しています。この指針は、公募による委員の選任により、新しい考え方、斬新なアイデアを事務事業に反映することを期待するとともに、運営の硬直化を防ぐため、委員の在任期間、兼職の制限、女性委員の参画を促すための目標値を示しています。

また、会議の透明性・公平性を確保するため、会議の公開、会議概要の公表に関しても規定しています。

## 4 基本方針（4） 主体的な市民活動の促進

協働のまちづくりの推進を目指し、あらゆる主体がそれぞれ主体的に役割を果たせるよう、次のとおり促進します。

### 施策1. 主体的な市民活動の促進

#### (1) 市民

市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを意識し、様々な課題解決の場に参画できるよう区など自治会に加入し、また地域活動やボランティア活動などを通じて、地域づくりに積極的に参画するよう促します。

##### 行動要領

- ① 市政への関心を高めるため、市のホームページや広報紙などにより、情報を提供します。また、地域づくりや課題解決への主体的な参画を促すための情報の提供に努めます。
- ② 市民の学びの場から地域課題の解決の場となる公民館事業や各種講座、出前講座など学習機会を創出するよう促します。
- ③ 区など自治会への加入を促進するため、転入時に区など自治会の意義や加入することの必要性を掲載した案内を配布します。
- ④ 社会福祉協議会との連携により、市民一人ひとりのボランティア活動への積極的な参画を促すため、活動団体や活動内容などを紹介します。

#### (2) 区など自治会

市は、市区長会との連携により、市区長会が目指す、次に掲げる市区長会または区など自治会の活動を支援します。

### 1 地域基礎コミュニティの再構築

少子高齢化や核家族化など社会情勢の変化とともに、隣同士の関係が希薄になってきています。区など自治会は、隣組など区内の基礎コミュニティ単位をはじめとし、地域課題解決の場としての地域交流会の開催など、顔の見える関係づくりの再構築を目指します。

##### 行動要領

- ① 隣組などの単位による、レクリエーション大会や親睦会などを通じた世代間交流を図ります。
- ② 隣組などの単位による、地域課題の抽出や課題に対する解決策を探るワークショップなどを開催します。
- ③ 隣組などの単位による、防災訓練の実施または災害時の避難経路や支え合いマップなどの確認など、災害対策などを通じて日頃からの近所づきあいを強化します。

## 2 区など自治会の事業及び組織の見直し

市民のライフスタイルの多様化等により、区など自治会の事業への参加者が少なく、地域の伝統的行事が失われつつあり、区など自治会の事業自体がマンネリ化の傾向も見られます。同時に、市と区の縦割りの関係とともに、区など自治会の組織も縦割りであることが円滑な事業推進を妨げているケースも見受けられることから、区など自治会は、旧来の事業と組織について見直し、新たに多くの区民が参加できる仕組みへの転換を検討します。

### 行動要領

- ① 地域の伝統行事の継承のため、世代間交流が図れる事業を展開します。
- ② アンケートを通じて、区など自治会が抱える事業や組織の課題などを共有し、見直しの参考とします。
- ③ 具体的な事業計画策定に、世代を超えた多くの区民が参画できる機会を創出します。
- ④ 区長をはじめ、区など自治会に関わる組織の役員の最適な任期を検討するなど、区など自治会の規約の見直しも行います。

## 3 役割分担と自治意識

区など自治会は、地域課題の解決において、役員だけが携わるのではなく、年代・性別を超え、多くの区民が参画し、議論の場を通じて、お互いに役割を分担するとともに、構成する区民一人ひとりの自主性、自発性を求め、自治意識を促す啓発事業を検討します。

### 行動要領

- ① 地域課題に対して、多くの区民がその要因や背景などを学習し、解決方法に対する合意形成を図るため、従来の会議体形式からワークショップや意見交換会など、参画しやすい形式の導入を検討します。
- ② 防災に関する事業として、地域コミュニティが重要であるため、隣同士の支え合いの大切さなど、区など自治会の広報紙などで啓発します。
- ③ 社会福祉に関する事業として、地域の絆と区民相互の助け合いを進めるため、安曇野市社会福祉協議会福祉員制度の普及・啓発に努めます。
- ④ 生活環境に関する事業として、景観保全、防犯対策、移住・定住促進などを目的とする「空家調査」を市との協働事業として検討します。
- ⑤ 区民の自治意識を促す啓発事業を通じて、区民の役割を分担し、地域の課題の解決に努めます。



## 4 地域の課題を地域で解決する

区など自治会は、区など自治会が主催する生涯学習を基盤とし、多くの区民の参画により、「学び」から「地域課題を地域で解決する」仕組みを構築します。

### 行動要領

- ① 地区公民館を拠点とした地域課題に対する学習の場を創出するとともに、多くの区民が学び、議論し、合意形成を図る仕組みを構築します。
- ② 地区公民館や地区社協などを中心とした、区民のだれもが集え、話し合いや交流ができるサロンの設置を推進します。

## 5 コミュニティ・ビジネス<sup>※7</sup>の創出

区など自治会は、地域課題の解決や地域づくりによる地域の生活や福祉の向上を目指すため、利益のみを目的としない、コミュニティ・ビジネスの取り組みについて検討します。

### 行動要領

- ① 地域課題を共有し、その解決に向けて、持続性・継続性の観点から、コミュニティ・ビジネスの導入など検討します。
- ② コミュニティ・ビジネスを理解するため、市区長会により他の自治体などの事例を広報します。

## 6 位置づけの明確化

市区長会は、区など自治会の意義や役割など、「区のあり方」を研究し、「安曇野市区の協働推進マニュアル（仮称）」（以下、「区協働マニュアル」という。）を作成し、市民に広く周知します。

### 行動要領

- ① 「区協働マニュアル」を市民に配布し、区など自治会に対する理解を高めます。
- ② 「区協働マニュアル」を市のホームページ及び広報紙へ掲出し、また市民活動センターに設置します。
- ③ 「区協働マニュアル」を、市の戸籍窓口置き、区など自治会の概要を転入者に配布し、区など自治会への加入を促します。

## 7 あらゆる主体との連携

区など自治会は、様々な地域課題を解決するため、区など自治会内外で関連する組織またはあらゆる主体との連携を構築します。

### 行動要領

- ① 地域課題を解決するため、区など自治会内外で関連する様々な組織（区や自治会、地区公民館、地区社協、子ども会育成会、自主防災組織、老人クラブ、民生児童委員、健康づくり推進員など）との横断的連携の仕組みを構築します。
- ② 日頃から地域内外のNPOやボランティア団体などの市民活動団体の把握に努め、事業を企画する段階から、関連する市民活動団体等に呼びかけ、それぞれが抱える課題（高齢化、子育て、空家、防災、都市環境など）に応じて、関連する組織の連携を目指します。
- ③ 市区長会及び地域区長会において、地域の課題解決を図るため横断的組織を進めている区など自治会の事例を周知し、各区など自治会で定例的なワークショップなど開催し、発表します。

### (3) 市民活動団体

あらゆる主体との連携に努めるとともに、特に継続性、持続性の観点から、区など自治会との連携を図り、より地域に根ざした活動が推進できる仕組みづくりを支援します。

### 行動要領

- ① 区など自治会との協働事業を希望する場合、区など自治会の情報を提供し、連携が必要な区など自治会の選定やその推進について支援します。
- ② 区など自治会との協働事業を実施するうえで、区民ニーズに合った、また、メリットが生まれるよう、事業の企画の段階から連携を図れるよう支援します。

## (4) 企業

### 1 公益活動への参画

企業も地域の一員として、あらゆる主体との連携により、積極的な公益活動への参画を促すとともに、構成員一人ひとりの協働意識を高めるための企業内の研修や講座の実施を働きかけます。

### 行動要領

- ① 必要に応じて、企業による近隣の区など自治会との日常的な公益活動との連携について支援します。
- ② 企業が実施する、協働事業のパートナーの選定や事業推進の支援を行います。
- ③ 企業が実施する、構成員の公益活動への積極的な参画を促すための企業内研修などに協力します。

## 2 企業の特性を活かす

企業が持つあらゆる技術やノウハウなど、社会貢献活動に活かします。

### 行動要領

- ① 企業が持つ高度な技術や専門性などのノウハウを、必要に応じて、あらゆる主体との連携により、公益活動に活かせるよう協力します。

## (5) 教育機関

児童、生徒、学生の教育視点から、小・中学校、高校、大学など教育機関が区など自治会、市民活動団体、企業、または市との連携により、協働事業や公益活動の場に参画できるよう支援します。

### 行動要領

- ① 教育機関があらゆる主体と協働事業を進める上で、児童、生徒、あるいは学生を単なる「お手伝い」という感覚でなく、将来を担う子供たちや学生を育てることを目的とし、お互いにメリットをもたらすよう促します。
- ② 小・中学校があらゆる主体と協働事業を進める上で、学校の学習に影響がなく、かつ、教師の負担にならないよう市教育委員会との連携を十分図ります。
- ③ 高校及び大学があらゆる主体と協働事業を進める上で、生徒や学生の主体性を十分尊重し、その成果が形として残るよう促します。

# 第3章 協働のまちづくり推進システム

## 1 推進体制

### 施策1. 推進体制の確立

#### (1) 安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び安曇野市協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会（以下、「協働委員会」という。）

協働委員会は、「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び安曇野市協働のまちづくり推進行動計画」（以下、「基本方針及び行動計画」という。）を策定し、その計画に基づき協働推進を図るとともに、その進捗管理と事業評価を行います。

#### (2) 区担当職員制度

職員一人ひとりが協働コーディネーターとしての自覚と責任を持ち、各区など自治会が行う事業等への積極的な参画を促します。また、協働に対する職員の意識やコーディネート能力の向上のため、当該制度の意義と役割を明確にします。

#### (3) 自治基本条例（仮称）

市民一人ひとりが、いきいきと心豊かに暮らせる協働のまちづくりを実現するため、基本方針及び行動計画に基づく協働の推進を図るとともに、市民が主役のまちづくりを目指し、自治基本条例（仮称）の制定に向けた検討を行います。

##### 行動要領

- ① 自治基本条例（仮称）制定に向けた研究会を設置し、条例の意義、推進方法やそのスケジュール、条例に掲げる事項について審議します。
- ② 自治基本条例（仮称）の制定にあたり、市民の意見を十分に反映させるため、地域懇談会やワークショップなど市民参画の場を設けます。
- ③ 自治基本条例（仮称）制定にあたり、市議会との連携を図ります。

#### (4) 地域課題の解決への職員参画

地域の課題を地域で解決するため、また地域で解決できない課題の解決のため、課題に関係する部署、並びに協働推進を担当する本庁及び支所の職員が、必要に応じて区など自治会の会議などに参画します。

##### 行動要領

- ① 地域が抱える課題の解決のため、協働推進を担当する本庁及び支所の職員は、必要に応じて区など自治会が実施する会議などに参画し、その課題解決に向けた調整を行います。また、区など自治会で解決できない課題に対して、市の関係する部署の職員を参画させるほか、専門性の高い市民活動団体、教育機関、企業などの参画を促します。

## (5) 職員の実践研修

職員の協働に対する理解と協働による施策の展開を図るため、職員協働推進のマニュアルを策定します。そのマニュアルに基づき、協働事業をより効果的に推進するため、意識改革や人材育成を目的とした研修会やワークショップの開催、協働実践事業への参画を促進します。

### 行動要領

- ① 市職員の協働のまちづくり推進に対する理解を高めるため、職員協働推進のマニュアルを策定するとともに、協働のまちづくり推進実践研修あるいはワークショップを実施します。
- ② 実践を通じて協働のまちづくりを理解するため、市と他の主体とが具体的に協働事業へ参画できるシステムを構築します。

## (6) 庁内部署の横断的連携及びあらゆる主体などとの連携システム

庁内部署の横断的連携を図るとともに、あらゆる主体及びその他の行政機関との連携システムを構築します。

### 行動要領

- ① 「協働のまちづくり推進庁内プロジェクト」は、あらゆる地域課題に応じ、常に関連する部局相互の連絡調整など情報を共有し、連携します。
- ② 庁内各部署は、区など自治会、市民活動団体、企業及び教育機関などとの連携を図ります。
- ③ 協働のまちづくり推進を図る上で、県あるいは他市町村などその他行政機関との連絡会議等を通じた連携を強化します。

## 施策2. コーディネート・システムの確立

### (1) 市民活動センター

協働推進の拠点として、市民活動センターの位置づけを明確化するとともに、協働を担うあらゆる主体の情報収集・提供、交流・スキルアップ事業の場を創出します。

#### 1 情報の一元化

あらゆる主体の収集した情報を、市民活動センターで一括管理し、その情報の一元化に努めます。そのため、情報一元化システムを構築します。

### 行動要領

- ① あらゆる主体の団体情報として、団体の活動内容、イベント情報、スタッフ募集などの情報を収集し、市民活動センターのホームページに掲載します。また、各種研修会や講演会、講座などの案内を行うなど、スキルアップのための事業への参画を促すとともに、様々な協働事業のコーディネートが行えるよう、情報を一括管理します。

## 2 市民活動団体などの登録

市民活動センターにおいて、あらゆる主体が行う活動をサポートするとともに、協働推進を図るため、市民活動団体登録を行います。

指 標	現在 (H 24)	目標 (H 29)
市民活動登録団体数	51	150

(出典：第1次安曇野市総合計画 後期基本計画)

### 行動要領

- ① 市民活動センターは、市区長会、社会福祉協議会、市商工会及び市教育委員会などが収集する団体情報により、団体相互の情報共有や協働事業の推進が図られるよう、各団体の登録促進を図ります。

## 3 ネットワークの構築

あらゆる主体相互のネットワーク化を図り、より協働事業が推進できる仕組みをつくります。

### 行動要領

- ① 市民活動団体登録をした団体を、福祉、環境、産業など分野ごとにネットワーク化します。また、分野ごと、あるいは他の分野との情報交換、交流会や課題の共有、課題解決のための研究会などを実施する場を創出します。

## 4 市民活動コーディネーターの配置

市民活動センターに、市民活動コーディネーターを配置し、協働の推進を図ります。

### 行動要領

- ① 市民活動センターには、協働を深く理解し、協働を担うあらゆる主体に信頼を置かれ、また、協働コーディネーターとしてのノウハウを持つ専属の市民活動コーディネーターを配置します。
- ② 市民活動コーディネーターは、協働を担うあらゆる主体の情報を集約し、複数の団体をつなげるなど必要に応じたコーディネーターを行います。

## (2) 支所

### 1 協働推進の専門員の配置

各支所に、区など自治会、市民活動団体の運営や事業に係る相談、あるいは協働事業のコーディネートを行う専門員の配置に努めます。

#### 行動要領

- ① 支所は、市民活動センターとの情報を共有するとともに、市民（個人、団体）の課題の相談対応や協働をコーディネートできるスキルを有する職員の配置に心がけます。
- ② 協働コーディネーターが、窓口での業務に限らず、積極的に課題の現場で対応するよう心がけます。

### 2 協働の窓口

各支所は、公民館（分館）とまちづくり部局の連携により、市民の最も近い行政として、あらゆる主体の協働や地域づくりの窓口となります。

#### 行動要領

- ① 市民の最も身近な窓口である支所は、協働のまちづくりを推進するための環境が整備されることが重要であり、このため公民館主事など資格を持つ公民館活動に精通した人財、またコミュニケーションやコーディネート能力の高い職員の配置に心がけます。
- ② 支所は、公民館（分館）機能を備えるため、市民の集える環境づくりに心がけます。
- ③ 支所は、必要に応じて、市の事業全般など行政案内を紹介できる体制を整備します。

### 施策3. まちづくり推進会議（仮称）の設置

市区長会を中心とした連携により、地域のより専門的、高度的な課題解決のため、市民及び様々な組織の代表者で構成する市民主体の「まちづくり推進会議（仮称）」の設置について検討します。

#### 行動要領

- ① 市区長会を中心とした連携により、区など自治会あるいは市民活動団体などで解決できない広域的かつ専門的な課題を解決する、「まちづくり推進会議（仮称）」の組織化に向けた検討を行います。
- ② 「まちづくり推進会議（仮称）」の立ち上げについて、組織の意義や役割を明確にするとともに、構成員（個人、団体）について検討します。
- ③ 区など自治会との課題解決に向けた連携や仕組みについて、市区長会との連携により確立します。

## 施策4. 協働事業の進捗管理体制の確立

### (1) 協働事業の進捗管理

各協働事業の円滑な推進を図るため、必要に応じた相談受付や事業の進捗状況等の報告を受けます。協働事業はその結果や成果だけでなく、プロセスが重要であり、その先駆的、模範的な取り組み事業は、他の主体へ事例を広く広報します。

#### 行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、協働事業を実施する主体からの相談や事業の進捗状況の報告を受け、的確なアドバイスをするよう努めます。
- ② 協働推進を担当する部署は、協働事業を実施する主体からの相談などで解決できない事項については、協働委員会に報告し、アドバイスを受けます。
- ③ 協働推進を担当する部署は、把握する協働事業の実施主体との連携により、その事業の進捗状況を確認するとともに、進捗管理を行います。
- ④ 協働推進を担当する部署は、把握する協働事業の実施主体との連携により、先駆的、模範的な事業を、広く広報します。

### (2) 基本方針及び行動計画の進捗管理

基本方針及び行動計画に基づく協働推進の進捗管理について、年数回、協働委員会を開催し、報告をします。

#### 行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、基本方針及び行動計画の進捗状況について、協働委員会に年数回報告をします。

## 施策5. 協働事業の評価体制の確立

### (1) 協働事業の評価

事業が完了した各協働事業は、必要に応じて、自己評価を行い、その報告を協働委員会へ行うものとし、その事業の評価を協働委員会において行います。

#### 行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、把握する協働事業の実施主体に対し、自己評価を行うよう促します。
- ② 協働推進を担当する部署は、協働委員会で評価するためのテンプレートを作成し、完了した把握する協働事業をとりまとめ、協働委員会に提出し、評価を依頼します。
- ③ 協働委員会の評価が、PDCA サイクル<sup>※8</sup>に基づき実施されるよう依頼します。



## (2) 基本方針及び行動計画に係る評価

基本方針及び行動計画に基づく評価を実施するため、各年度末に協働委員会を開催し、その報告に基づく評価を依頼します。

### 行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、各年度末に開催する協働委員会に、その年度における基本方針及び行動計画に基づく報告を行うとともに、その評価を協働委員会に依頼します。

## 2 推進支援

### (1) 人財育成支援

#### 施策1. 地域リーダー育成講座

地域づくりを中心的に担うリーダーを育成するため、「地域リーダー育成講座」を開催します。

#### 施策2. 協働コーディネーター養成講座

市民の主体的なまちづくりを進めていくため、協働推進のコーディネーターを養成する「協働コーディネーター養成講座」を開催します。

### (2) 助成、制度による支援

#### 施策1. つながりひろがる地域づくり事業

区など自治会のコミュニティの形成や市民活動団体の育成のため、つながりひろがる地域づくり事業補助金を交付します。

#### 施策2. 市民提案制度

市民活動団体などが、市政に基づき、地域課題の解決に向けた協働事業のアイデアを提案する制度を設けます。

#### 施策3. 区交付金

市区長会との連携により、現在区など自治会に支出している補助金や交付金を見直し、一括交付金の検討を行います。

### (3) 相談窓口の設置

#### 施策1. あらゆる主体の運営等相談

あらゆる主体の運営等の相談窓口を、市民活動センターのほか、支所や協働推進を担当する部署に置きます。

#### 施策2. 立ち上げ支援

目的型市民活動団体の設立、運営等に関する相談窓口を、市民活動センターのほか、支所や協働推進を担当する部署に置きます。

#### 施策3. NPO法人設立支援

NPO法人設立に対する支援を行います。

#### 施策4. 特別相談日の設置

市民活動センターにおいて、あらゆる主体の事業や運営上の課題などの相談を受け付ける市民活動特別相談日を設けます。

#### (4) 交流・スキルアップ支援

##### 施策1. あらゆる主体相互の交流事業

市民活動登録団体をはじめ、協働を担うあらゆる主体相互の交流や情報交換を市民活動センターを中心に実施します。

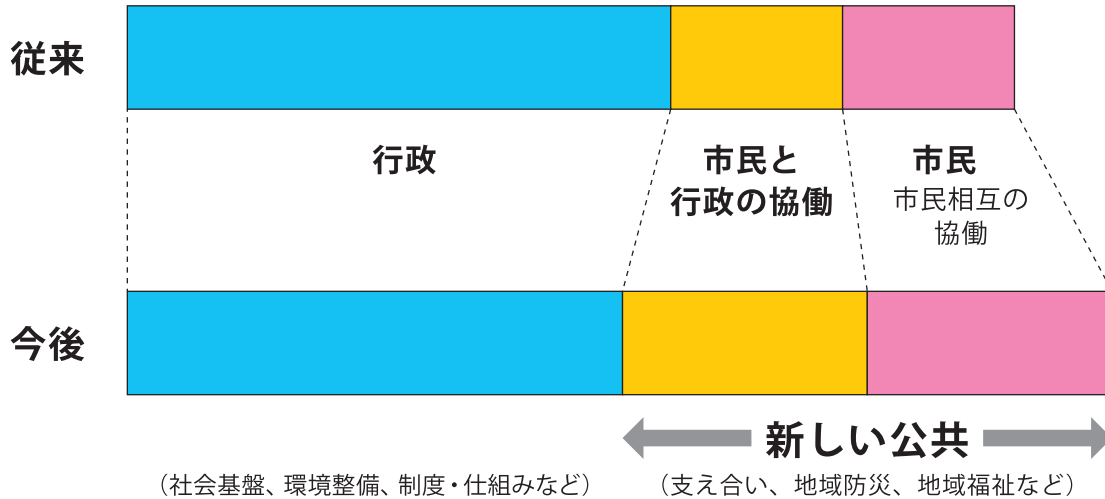
##### 施策2. あらゆる主体の運営スキルアップ事業

市民活動登録団体をはじめ、協働を担うあらゆる主体が円滑に運営できるよう、市民活動センターを中心に運営スキルアップ事業を実施します。

# 【用語の解説】

## ※ 1 新しい公共

「新しい公共」とは、多様化、高度化してきた市民ニーズにきめ細かく応えるため、これまでの「公共的なことはすべて行政が担うべき」との考え方を改め、あらゆる主体が担い手として、積極的に地域づくりに参画し、それぞれの担う役割と責任を果たすとともに、協働・連携しながら行う領域です。



## ※ 2 「自助」、「共助」、「公助」

「自助」とは、自らが自己責任で課題を解決することです。

「共助」とは、あらゆる主体が協力して課題の解決に関わることです。

「公助」とは、行政があらゆる課題解決に関わることです。

## ※ 3 公益活動

「公益」とは、「利益＝利己」のためでなく、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動であり、市民や企業、学校などが自らの自由意思に基づいた自主的・自発的な活動、いつでも誰でも自由に参画できる開かれた活動であり、宗教や政治活動を目的としないものです。

## ※ 4 アダプトシステム

「アダプト」とは、「養子縁組をする」という意味です。市民が道路などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ことから命名されました。自治体と市民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に美化活動を進める制度です。1985年、アメリカでハイウェイのボランティア清掃活動として始まりました。

## ※ 5 地域リーダー

「地域リーダー」とは、広い視野と深い見識、卓越した想像力と豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に地域で活動をする役割です。

## ※ 6 協働コーディネーター

「協働コーディネーター」とは、地域の資源（ひと・もの・かね + 歴史・文化 + 自然）をつないで、地域課題解決に結びつけ、また新たな価値を生み出す役割です。

## ※7 コミュニティ・ビジネス

「コミュニティ・ビジネス」とは、地域の資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものです。事例としては、農産加工会社「小川の庄」（長野県）、分譲マンション建設・運営「シニア村」（茨城県）などがあります。（関東経済産業局：2008）

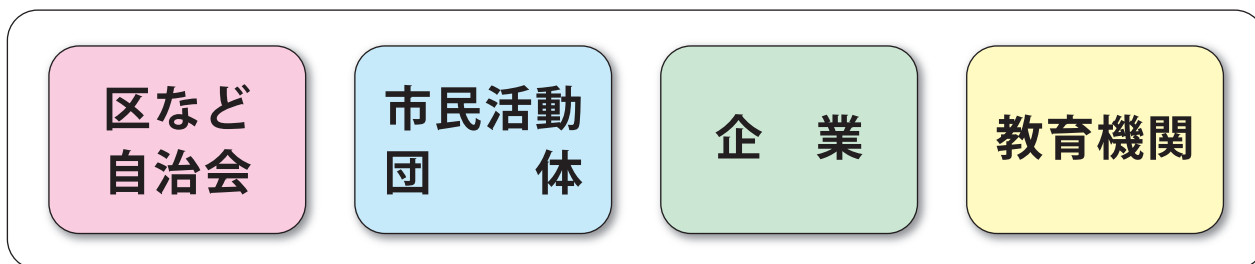
## ※8 PDCA サイクル

主に企業が、事業活動における管理業務を継続的に改善する手法の1つで、以下のことを表しています。

- ① Plan（計画）：実績や予測から、目標を設定し、具体的な行動計画を作成する。
- ② Do（実行）：組織と役割を決定・配置し、計画に沿って業務を行う。
- ③ Check（評価）：業務が計画に沿っているか、途中で評価する。
- ④ Action（改善）：業務が計画に沿っていない場合、必要に応じて調査し、修正する。



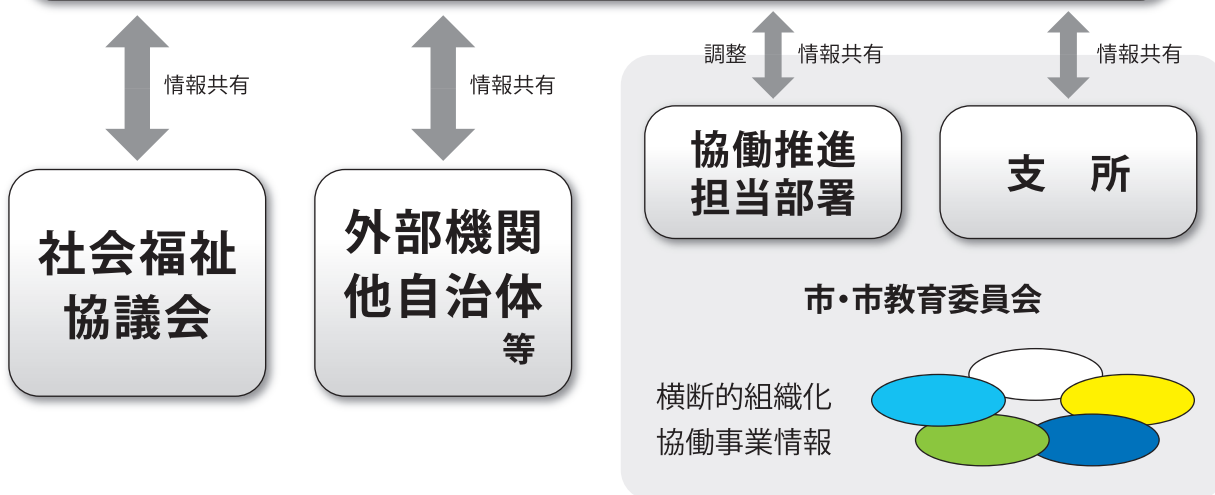
# 市民活動センターを拠点とした情報一元化システム



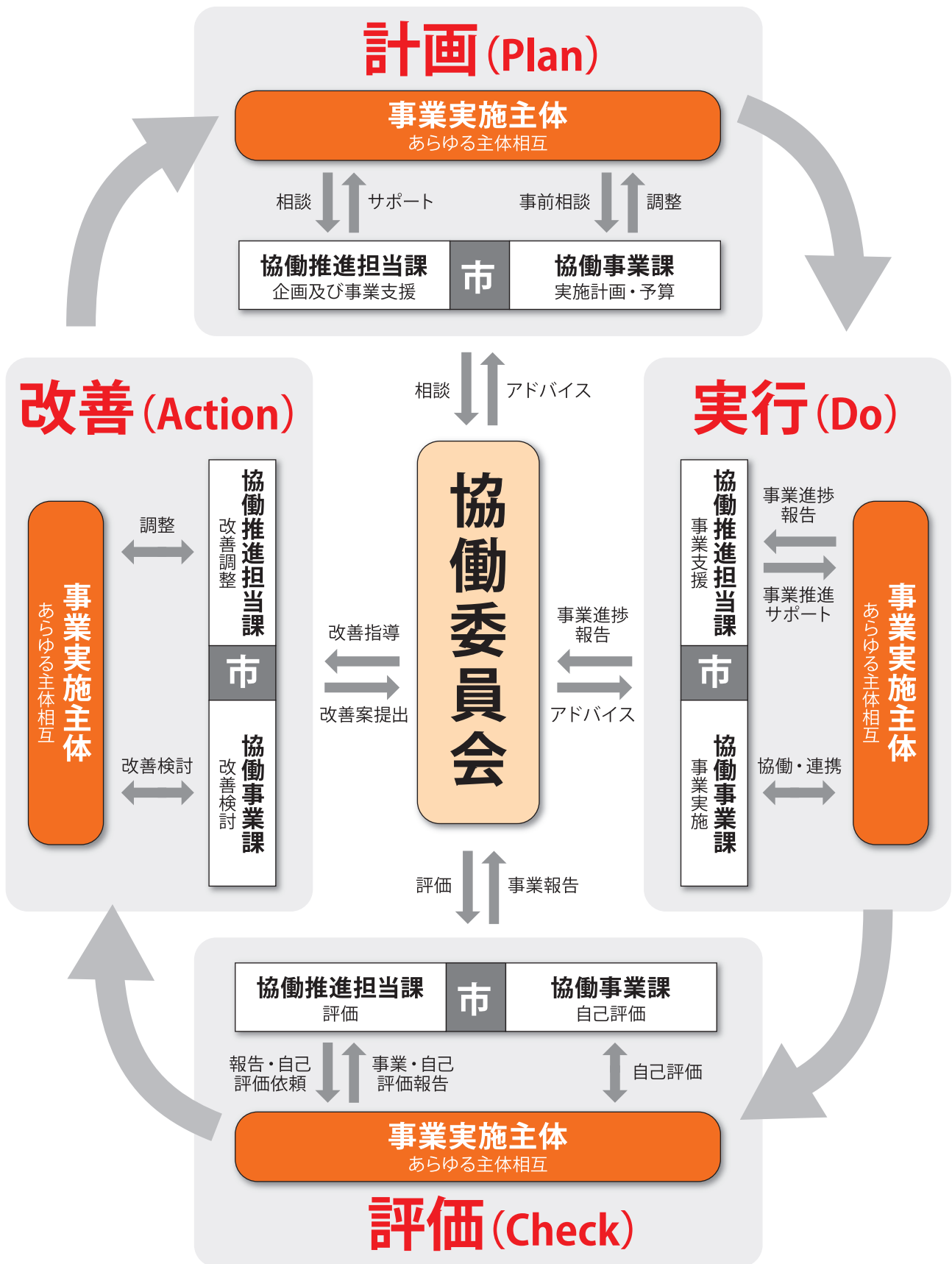
連携 情報共有

## 市民活動センター

- ◆協働コーディネート
  - ◎市民活動コーディネーターの配置
- ◆情報の収集・一元化
  - ◎一元化する情報の種類【あらゆる主体（区など自治会・市民活動団体・企業・教育機関・行政）、社会福祉協議会・ボランティアセンターとの連携による市民活動団体（ボランティア団体）、外部機関、他地域情報、補助金（国、県、財団…）】
  - ◎情報収集【市民記者、アンケート、市民活動登録団体の情報収集、社会福祉協議会との連携による情報収集、大学とのHPのリンク】
- ◆情報の提供
  - ◎情報の提供【ホームページ・広報紙の充実、メディア活用、市民活動センターだより】
- ◆市民活動団体登録
  - ◎市民活動団体登録の促進【区など自治会・市民活動団体・企業・教育機関など】
- ◆人財育成
  - ◎講座の開催【地域リーダー育成講座、協働コーディネーター養成講座】
- ◆交流・スキルアップ
  - ◎交流事業
  - ◎運営スキルアップ事業
- ◆相談
  - ◎各種相談【団体運営相談、団体立ち上げ支援、NPO 法人設立支援、特別相談日の設置】



# 協働事業に係る評価システム（PDCA）概念図



※「協働事業課」は、あらゆる主体と市が協働事業を実施する場合の市庁内部署です。  
 ※「協働推進担当課」は、あらゆる主体相互の協働事業に関わります。





## 資料編

---

# 協働事業事例集

## 自然・環境

### 松本大学産学官民協働事業（共催事業）

【働きかけは市民活動団体→教育機関（松本大学）・市】

#### 【目的】

安曇野市の東山一体の歴史・文化を研究し、また自然・環境を保全する活動を進めるため、市民活動団体と大学、市が協働して作業を実施する。

#### 【事業概要】

NPO法人と大学（学生）、また行政との協働により、安曇野市の東山の歴史・文化、自然・環境などの研究、また学生主体とした「いいところ発見調査」を実施し、冊子にまとめた。

#### 【協働の領域】

NPO法人だけではできない事業、また学生が係わることのメリットを活かすため、行政がそのコーディネートを行い、それぞれの役割分担を明確にして事業を行った。



#### 市民活動団体 (NPO 法人)

東山の歴史・文化の伝承、  
自然・環境の保全活動。

#### 教育機関 (松本大学)

現地確認と里山の「いい  
ところ発見」まとめ。

#### 市

事業推進の支援。

### 松くい虫被害対策（実行委員会）

【働きかけは市→区など自治会】（南陸郷中村地区里山更新伐事業実施委員会）

#### 【目的】

松くい虫の被害対策として実施する更新伐事業を通じて、森林資源の有効活用と次世代へつなげる里山の再生と保全を目指す。

#### 【事業概要】

里山整備更新伐事業モデル地区として、搬出間伐を行い、間伐材などを製材用材や合板材、薪、紙パルプ材などの用途に県内外へ提供している。南陸郷区中村地区では、集落営農組織の法人化を進め、獣害防護用電気柵を先駆けて設置するなど、荒廃した里山の再生に取り組んでいる。



#### 森林組合など

県や市から間伐  
などを受託。

#### 区など自治会 (実施委員会) (山林所有者を含む)

更新伐事業を行う。  
間伐材を薪や合板用に切り、  
乾燥させ、販売する。また、  
森林の再生と保全を行う。

#### 市

協定に基づく森  
林の再生と保全  
に対する支援。

#### 【協働の領域】

地域の山を守る。

## アレチウリー斉駆除事業（共催事業）

【働きかけは市民活動団体・企業→市→区など自治会】

### 【目的】

全国的な問題である特定外来植物が市内にも繁茂しており、区など自治会、企業、市民活動団体及び市との協働により、アレチウリを中心とした駆除を行う。

### 【事業概要】

平成 23 年度、NPO 法人から市へ呼びかけ、豊科総合支所地域支援課が主体となり、特に繁茂の著しい区を中心に、区長の呼びかけにより区民が駆除作業を年 3 回実施している。これを契機として、企業の参画も増えてきた。

（平成 24 年度から全市的な取り組みを開始）



### 【協働の領域】

特定外来植物の絶滅を目指す。役割分担の明確化。

#### 市民活動団体 (NPO 法人)

自然環境の保全を目指し、特定外来植物の駆除活動を実施。

#### 企業

企業も積極的に社会貢献活動に参画。以前より、アレチウリ駆除を毎年行う企業があり、全市的な取り組み以降も、参加する企業が増える。

#### 区など自治会

特定外来植物の駆除は、地域の課題という意識から、積極的に活動に参画。

#### 市

特定外来植物の絶滅を目指す。市民への広報、周知と作業への参加を促す情報の提供、絶滅に向けたシステムの強化と広域的な連携を図る。

## 拾ヶ堰景観形成プロジェクト（補助事業）

【働きかけは市→市民活動団体、市民】

### 【目的】

憩いの場である拾ヶ堰沿いの「じてんしゃひろば」は、草が伸び放題の状態、安曇野の景観を損ねていたため、草刈りから植栽まで行い、安曇野の景観スポットとする。

### 【事業概要】

背丈ほどの草を刈り、根を掘り起こし、そこに芝桜と松葉菊を植栽し、市民の抛り所とした。拾ヶ堰景観形成プロジェクトの事務局を市が務める。



### 【協働の領域】

「じてんしゃひろば」を整備し、市民の憩いの場所としていく。

#### 市民：市民活動団体

草取り、芝桜・松葉菊の植栽、周辺環境美化に努める。

#### 市

当初は、プロジェクトの事務局を務め、事業推進を協働して実施した。その後、プロジェクトの自立により、補助金を支出するほか側面的な支援を行う。

## 自然・環境

### アルプス花街道事業（実行委員会・事業委託・事業協力「協定」）

【働きかけは市→区など自治会、企業、市民活動団体】

#### 【目的】

市民、企業と行政が協働して、安曇野市を訪れる観光客を花でもてなし、安曇野の景観づくりと環境づくりに寄与する。

#### 【事業概要】

市内 10 カ所に市民（各種団体等）、企業、行政などアルプス花街道実行委員会の参加団体を区画割りし、それぞれで植栽、管理等を行っている。平成 9 年から継続しており、旧豊科町の取り組みが全市に広がった。県、市及びアルプス花街道実行委員会の三者によるアダプトシステムの協定を、一部の区間に設けている。



#### 市民活動団体 （アルプス花街道実行委員会）

花街道事業の推進、実行委員会の運営、イベントなどの開催、事業への参加。

#### 市

事業推進のサポート、広報活動、組織運営支援。

#### 【協働の領域】

安曇野の景観づくり、役割分担による事業の推進。

### 景観育成住民協定（補助事業）

【働きかけは市民→市→市民（区など自治会）、企業】

#### 【目的】

道路沿線地権者や区などが主体となり、看板の統一や工作物、建築物の制限など、独自のルールを定め、地域の景観づくりに寄与する。

#### 【事業概要】

地域の方々や地権者による組織を立ち上げ、自らが協定書、屋外広告物や工作物・建築物の制限のルールを定め、地域の景観をみんなですべて守っていく。市は、制度の制定、組織の自立化や持続的な活動のための支援を行う。

#### 【協働の領域】

安曇野市の景観を創り育てる。環境を守る。そのための植栽、美化活動の実施。



#### 企業

協定への参加による景観美化の活動、看板等、規模の縮小などに協力。

#### 区など自治会 （市民）

協定への参加による景観美化などの活動を実施。

#### 市

理念等も含めた事業の説明責任、情報の提供、市民との情報の共有を行う。

## 柏矢町あんしん広場 子育て・介護の悩み相談事業（補助事業）

【働きかけは市→市民活動団体】

### 【目的】

市の「つながりひろがる地域づくり事業補助金」を利用し、子育てや介護不安に対し、専門職が相談に乗ることで虐待の防止や介護負担の軽減を図る。

### 【事業概要】

月に1回程度、医師、歯科衛生士、行政書士等の講師を招き、健康維持、介護予防などについて、講演会、勉強会を開催する。相談所を開設し、子育て相談、介護相談にのる。また、介護者の健康の維持管理、ストレッチ体操、リンパマッサージの講習会を開催。



### 市民活動団体

子育てや介護の相談を受け付け、虐待防止、介護負担の軽減を図る。

### 市

補助金により支援。

### 【協働の領域】

補助事業により、地域福祉の向上を図る。

## 上押野地区 認知症予防講座を通じた地域づくり事業（共催事業）

【働きかけは→区など自治会（上押野区）→社会福祉協議会→企業】

### 【目的】

高齢社会に伴い、誰もが不安に感じる「認知症」についてその知識を深め、認知症予防について学ぶ。社会福祉協議会、介護施設や病院との連携により、より地域に密着した認知症予防講座を実施する。講座参加者を10人以下でグループ分けをし、認知症予防を学ぶことで、地域リーダーの育成を図る。

### 【事業概要】

平成25年8月から上押野区長の提案でスタート。現在まで3回、認知症をテーマとした講座を開催。医師を講師として招き、会場は小規模多機能型居宅介護を使用。そのほか木戸ごとの認知症予防の取り組み活動発表を行う。個人相談やファイブコグ検査や脳と体の健康維持を図るための健康相談等を開催。



### 区など自治会 （上押野区）

事業の実施。  
区民への呼びかけ。

### 企業

会場の提供。

### 社会福祉協議会

団体をつなげるとともに、講師の紹介。

### 【協働の領域】

三者一体となった認知症予防による地域づくり。

## 産業

### 安曇野の特産品りんごを使った「林檎ナポリタン」の商品化（共催事業）

【働きかけは市→市民活動団体（ブランドデザイン会議）、教育機関（松本大学）、調理師会、市商工会など】

#### 【目的】

2011年、市とブランドデザイン会議により、安曇野市の特産品を使い、食の観点から地域振興を図ることを目的にスタート。

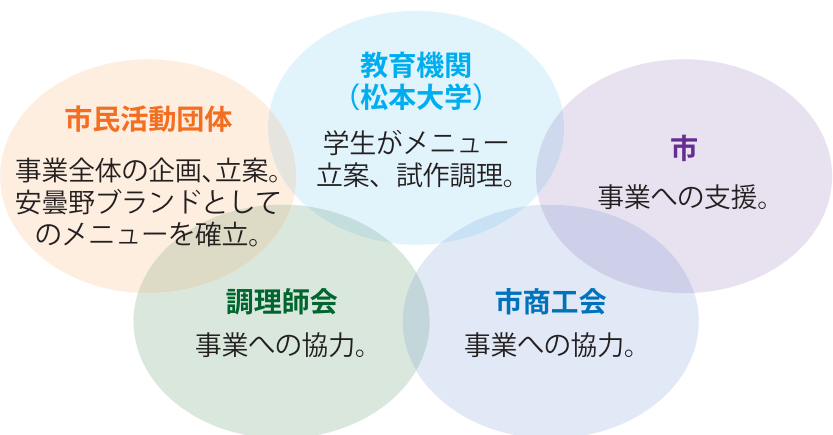
#### 【事業概要】

松本大学との連携により、健康栄養学科の学生に、メニューの立案や、試作調理に携わっていただく。また、調理師会にも協力いただき、学生が立案したメニューを基に、商品化した。2013年10月、安曇野フェスタにて「林檎ナポリタン」を提供。地元の食材を使用し、独創的なメニューである「林檎ナポリタン」を市内の5店舗が提供を始める。安曇野名物を目指し、2014年1月23日、24日に松本で開催された「第9回信州松本安曇野物産展」に出品。



#### 【協働の領域】

安曇野のブランド化。



### 安曇野 やさいスイーツにおける協働事業（共催事業）

【働きかけは市→市民活動団体（ブランドデザイン会議）、市内菓子店等】

#### 【目的】

安曇野の野菜を使って、自然の恵みをスイーツでお伝えすること、食の情報発信をすることを目的に安曇野やさいスイーツフェアを始める。

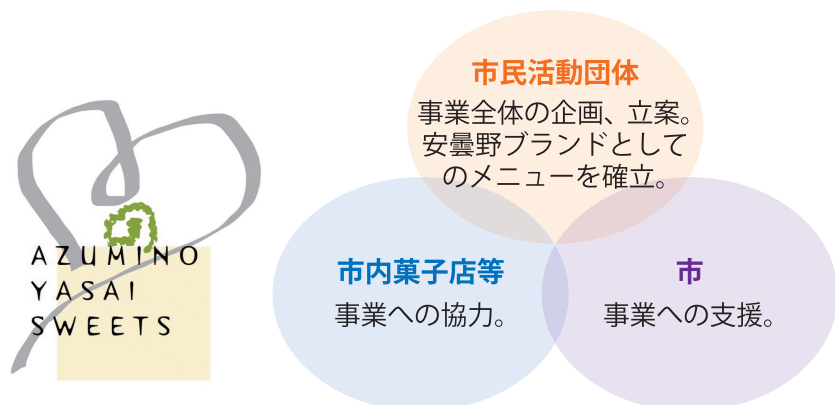
#### 【事業概要】

2013年は、安曇野市の特産品である「わさび」を使用したスイーツの商品化を検討。市内17店舗がそれぞれの特徴を活かしたメニューを考案し、2013年10月21日から同年11月4日までの期間限定で提供。また、スイーツを提供する店舗の協力により、安曇野やさいスイーツシールラリーを実施する。



#### 【協働の領域】

安曇野のブランド化。



## 伝統・文化

### 信州安曇野薪能（実行委員会）

【働きかけは市→市民活動団体（実行委員会）、企業、教育機関】

#### 【目的】

市民が気軽に伝統芸能に触れ、市民の自発的な文化芸術活動につなげる。

#### 【事業概要】

平成 3 年から明科地域で行われる信州安曇野薪能。市名誉市民である観世流能楽師の故青木祥二郎先生の文化的業績が現在、ご子息である青木道喜氏らにより引き継がれている。県内外から集まった多くの観客は、松の薪で焚いたかがり火が映し出す幽玄の世界を堪能している。また、近年では公募による小・中学生の参加により、教育・文化のレベルアップにつなげている。

#### 【協働の領域】

伝統・文化の伝承。



#### 教育機関

公募による小・中学生の参加。

#### 市民活動団体 （実行委員会）

会場設営・運営

#### 企業

協賛金、広報（ポスター掲示など）。

#### 市

実行委員会へ補助金を交付。

### 押野祭囃子・獅子舞伝承事業（実行委員会）

【働きかけは市→市民活動団体（実行委員会）、教育機関（明科高校）】

#### 【目的】

昭和 63 年から途絶えていた、上押野区伝統の祭囃子や獅子舞を復活させることを通じ、後継者育成や地区の伝統文化の継承による地域の人々の生きがいつくり、元気づくり、また、交流促進や地域への誇りや愛着を持つことにつなげる。

#### 【事業概要】

県の実施する元気づくり支援金を利用し、祭囃子・獅子舞の演奏及び演舞の解説書の作成。コミュニティ助成事業による獅子頭等の獅子舞用具一式の購入。平成 26 年度から、松本大学との連携により、学生が獅子舞の笛の演奏や、お祭りの企画に携わることで、伝統文化、地域文化の大切さを学ぶとともに、交流を深める。また、明科高校の先生から笛の指導をいただく。

#### 【協働の領域】

伝統・文化の伝承。



#### 教育機関 （明科高校）

笛の指導。

#### 市民活動団体 （実行委員会）

祭囃子と獅子舞の復活により、地域の伝統文化の伝承を図る。

#### 市

保存会へ補助金を交付。



## まちづくり

### 明科いいまちつくろうかい!! (共催事業・財産の活用)

【働きかけは市民→市→市民、市民活動団体、教育機関 (明科高校など)】

#### 【目 的】

明科地域の活性化、安全・安心で楽しいまちづくりを目指す。

#### 【事業概要】

まちづくりのワークショップをきっかけに、明科地域の活性化と安全・安心で楽しいまちづくりを目的に発足した会で、現在の会員数はおよそ 40 人。地域イベントやあやめの保存・育成への協力参加、市民が集うサロンの開催などを行っている。



#### 【協働の領域】

明科地域の課題解決や地域活性化を目指す。

#### 市民：市民活動団体

地域イベントへの協力参加や事業の企画・運営。

#### 教育機関 (明科高校など)

地域市民活動団体への参加。  
文化祭の企画に、地域の皆さんを受け入れ。

#### 市

場所 (複合施設) の提供  
や会の事務補助。

### あやめ保存会・あやめまつり実行委員会 (補助事業)

【働きかけは市→市民、市民活動団体、教育機関 (明科高校)】

#### 【目 的】

明科龍門淵公園・あやめ公園内のあやめ (花菖蒲) を守り育てる。また、イベント (あやめまつり) 会場の清掃を行う。

#### 【事業概要】

明科龍門淵公園・あやめ公園内のあやめ (花菖蒲) を守り育て、あやめまつりを盛り上げるため、あやめ保存会を中心に、あやめまつり実行委員会、市民活動団体及び明科高校生が参加し、イベント会場となる公園内の草取りやあやめの株分け作業などを実施している。

#### 【協働の領域】

あやめ公園内のあやめを守り育てるとともに、イベントを開催し、多くの市民の皆さんに知っていただく。



#### 市民：市民活動団体

(有償) ボランティア作業  
やイベントの開催。

#### 教育機関 (明科高校)

公園の草取りや  
あやめの株分け作業。

#### 市

年間を通じた公園全体の  
管理作業をあやめ  
保存会に委託。

## まちづくり

### カーブミラーなどシール付け替え（共催事業）

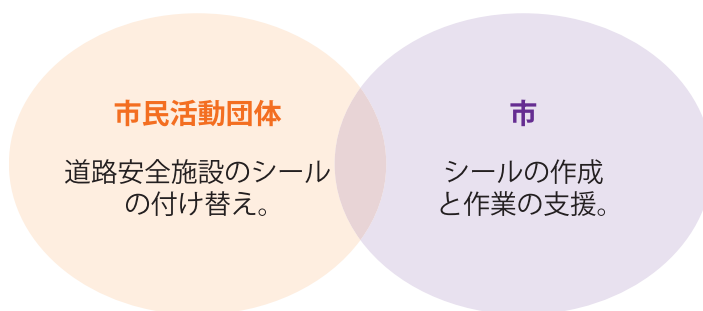
【働きかけは市民活動団体（県長寿社会開発センター松本地区賛助会・安曇野地域会→市）】

#### 【目的】

旧町村名が貼られたカーブミラーを「安曇野市」のシールに付け替える。

#### 【事業概要】

県長寿社会開発センター松本地区賛助会・安曇野地域会が市に申し出て、カーブミラーなど道路安全施設に付いていた旧町村のシールを「安曇野市」に付け替えた。



#### 【協働の領域】

道路安全施設は市民の共有財産であり、市民と行政が一体となって取り組む。

### 桜坂を楽しもう！（共催事業）

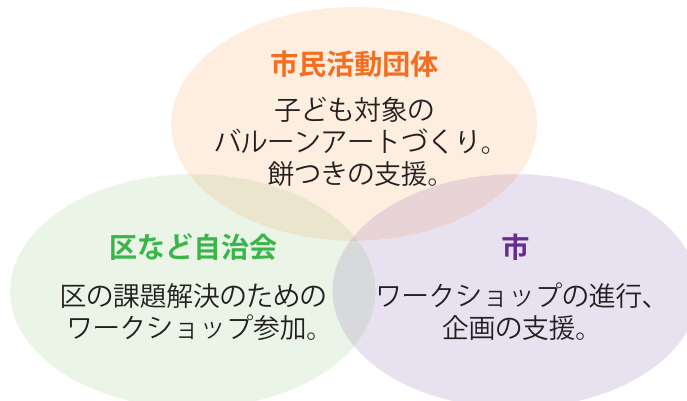
【働きかけは市→区など自治会（桜坂区）・市民活動団体】

#### 【目的】

区の課題とその解決方法を、区民がみんなで考え、実行につなげる。

#### 【事業概要】

ワークショップにより、区の課題を抽出し、その解決方法も検討した。より多くの区民の参加を募るため、市民活動団体の2団体に依頼し、大人がワークショップを行う間、子ども対象のバルーンアートづくりを行い、また、終了後に全員による餅つきを行った。



#### 【協働の領域】

区の課題解決のために、区など自治会、市民活動団体、市が協働。

# まちづくり

## 資材支給による自営工事（資材提供）

【働きかけは市→区など自治会】

### 【目 的】

自営工事による市道舗装（修復）、用水路及び生活水路の改修（維持）作業。

### 【事業概要】

市から資材（生コンや砂利など）の支給を受けて、区民の協力により作業を実施。作業に伴う機材は、区が業者から借り上げる。作業従事者へも日当を支払っている。



### 区など自治会

作業に伴う機材を業者から借上げる。作業従事者に（半）日当支給。

### 市

資材（生コンや砂利など）の支給。

### 【協働の領域】

安全・安心な道路づくり。

## 地域の課題解決事業（共催事業）

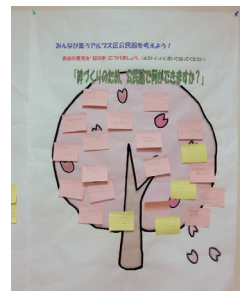
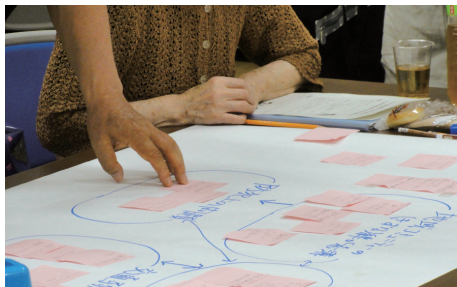
【働きかけは市→区など自治会（アルプス区）】

### 【目 的】

区が抱える地域課題を抽出し、多くの区民による解決に向け、話し合い、実践する。

### 【事業概要】

区が抱える課題である「高齢社会」に対し、区として行うべき対策を多くの区民で話し合い、その解決策を探り、実践する。市は、会議やワークショップに参加し、ともに解決に向け取り組む。自主防災訓練も、この一環として実施した。



### 区など自治会

高齢化が進む区において、区民ができることを検討し、実践する。

### 市

会議やワークショップへの参加と、課題解決のための支援。

### 【協働の領域】

一人ひとりの幸せな暮らしを守る。

# つながりひろがる地域づくり事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 支え合う地域社会を目指し、市民活動団体が行う自主的で主体的な地域に根ざした市民活動事業に対して、予算の範囲内でつながりひろがる地域づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民が自発的かつ自主的に行う活動であって、公益性があり不特定多数の人の利益に寄与することを目的とする非営利社会貢献活動をいう。ただし、政治活動及び宗教活動は、除く。
- (2) 地域型組織 一定の地域の中で、コミュニティの形成を目的とした市民活動に取り組む組織をいう。
- (3) 目的型組織 NPO、ボランティア団体その他の市民活動を目的として設立された組織をいう。
- (4) 市民活動団体 市内に活動の拠点を置く地域型組織又は目的型組織をいう。

## (対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、協働の啓発を伴い、次の各号のいずれにも該当する地域の絆を強める事業とする。

- (1) 市民活動がモデル的であり、発展性及び継続性があること。
- (2) 新たな地域の世代間等市民交流機会の創出が図れること。
- (3) 国、県及び市からの助成を受けていないこと。
- (4) 宗教又は政治関連事業でないこと。
- (5) 特定の企業、団体及び個人の利益を追求する事業でないこと。

## (対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、当該団体の区分に応じ、次の表に掲げる要件を満たす市民活動団体とする。

区 分	要 件
地域型組織	次のいずれかに該当すること。 ア 安曇野市区長会を構成する区（以下「区」という。）であること。 イ 地区公民館、地区社会福祉協議会その他の区に関する地縁を基礎とする組織であること。 ウ ア及びイ以外で、地縁による結び付きがあると認められる範囲内に居住する市民が10人以上構成員となっている組織であること。
目的型組織	次のいずれにも該当すること。 ア 市民が5人以上構成員となっていること。 イ 団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。

### (交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業の実施に要する次の各号に掲げる経費とする。ただし、事業収入等がある場合は、経費から事業収入等の額を控除して得た額を対象経費とする。

- (1) 事務消耗品費
- (2) 役務費
- (3) 謝礼
- (4) 原材料費
- (5) 印刷製本費
- (6) 借上料
- (7) 備品購入費（事業実施に必要と認められるもの）

### (補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、対象経費の2分の1以内とし、20万円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体は、市長が別に定める申請期限までにつながりひろがる地域づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第8条 補助事業の採択の可否を決定するため、選考委員会を設置し、委員長は市民生活部長を、委員は各支所地域課長、政策経営課長、財政課長及び地域づくり課長をもって充てる。

- 2 選考委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の決定に基づきつながりひろがる地域づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又はつながりひろがる地域づくり事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### (交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに市長に申請し承認を得ること。
  - ア 事業の実施箇所の変更等主要内容の変更
  - イ 交付対象経費の変更
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長に申請し承認を得ること。
- (3) 事業終了後、補助事業成果発表会において公表すること。
- (4) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

### (申請事項の変更)

第10条 市民活動団体は、前条第1号及び第2号に規定する変更が生じた場合は、速やかにつながりひろがる地域づくり事業補助金変更（中止・廃止）等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、つながりひろがる地域づくり事業補助金変更（中止・廃止）等承認通知書（様式第5号）又はつながりひろがる地域づくり事業補助金変更（中止・廃止）等不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

#### **（実績報告書）**

- 第11条 補助金の交付決定を受けた市民活動団体は、補助対象事業が終了したときは、つながりひろがる地域づくり事業補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書は、事業終了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

#### **（補助金額の確定）**

- 第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告書の審査を行い、交付すべき補助金額を確定し、つながりひろがる地域づくり事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により市民活動団体に通知するものとする。

#### **（補助金の交付）**

- 第13条 市長は、前条の規定により補助金額を確定した後において、補助金を市民活動団体に交付するものとする。ただし、補助事業の執行上、補助金の交付決定後補助事業の実施前に必要と認められる場合は、交付決定額の10分の8以内の額を概算払いで交付することができる。
- 2 市民活動団体は、補助金の交付を受けようとするときは、つながりひろがる地域づくり事業補助金交付（概算払い）請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

#### **（補助金交付の取り消し）**

- 第14条 市長は、市民活動団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- （1）この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
  - （2）対象事業を実施しなかったとき。
  - （3）申請の内容と事実が著しく異なったとき。
  - （4）その他市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

#### **（補助金の返還）**

- 第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該市民活動団体に対し返還を命ずるものとする。
- 2 補助団体は、対象事業の実施後において、既に交付を受けた補助金に残額があるときは、当該残額を市長に返還しなければならない。

#### **附 則**

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日告示第60号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日告示第57号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日告示第48号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

# 安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び 協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 市民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指し、協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項の検討並びに計画の効果的推進並びに点検・評価を行うため、安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選考された市民
- (2) 識見を有する者
- (3) つながりひろがる地域づくり事業補助金交付要綱（平成19年安曇野市告示第65号）第2条第4号に規定する市民活動団体の代表者
- (4) 自治会の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。

- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4 会長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

**(ワーキンググループ)**

第7条 会長が特に必要と認めるときは、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 会長が必要と認める場合は、ワーキンググループに委員以外の者の出席を求めることができる。

**(庶務)**

第8条 委員会の庶務は、市民生活部地域づくり課が処理する。

**(その他)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

**附 則**

この告示は、平成25年4月1日から施行する。



## 策定の経過

年 月 日	事 項	備 考
平成 25 年 5 月 31 日	「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」委嘱式	委員委嘱
	第 1 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	委員会の役割／会長・副会長選任／基本方針及び行動計画の視点／基本方針及び行動計画の構成／ワーキンググループの設置
平成 25 年 6 月 28 日	第 2 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）
平成 25 年 7 月 26 日	先進地視察研修	飯田市／木曾町
平成 25 年 8 月 9 日	第 3 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）
平成 25 年 8 月 23 日	第 4 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）
平成 25 年 9 月 6 日	第 5 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）
平成 25 年 10 月 4 日	第 6 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／キャッチフレーズ
平成 25 年 10 月 17 日	「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」小委員会	前文／キャッチフレーズ
平成 25 年 11 月 1 日	第 7 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／キャッチフレーズ／前文
平成 25 年 11 月 29 日	第 8 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／前文
平成 25 年 12 月 27 日	第 9 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／前文
平成 26 年 1 月 10 日	第 10 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／前文
平成 26 年 2 月 14 日	第 11 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／概要版
平成 26 年 3 月 5 日	第 12 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	概要版

## 安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び 協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会委員名簿

【敬称略】

区 分	役 職	氏 名	所 属 等	
自治会の 代表者		市 川 直 哉	市区長会代表	
		大 石 昭 明	市区長会代表	
識見を 有する者	副会長	栗 田 晶	信州大学経済学部准教授	
		福 島 明 美	松本大学地域づくり考房 『ゆめ』専任講師	
	会 長	内 川 勝 治	前市区長会長	
		高 井 康 子	社会福祉協議会	
		宗 像 章	わの会会長	
市民活動団体の 代表者		太 田 雅 之	市民活動団体代表	
		青 柳 多美子	市民活動団体代表	
		小 河 深 美	市民活動団体代表	
		竹 澤 とき子	市民活動団体代表	
		飯 沼 博 則	市民活動団体代表	
公募委員		遠 藤 宏 一		
		上 野 昇		
		布 施 稔		

## ワーキンググループの経過

年 月 日	事 項	備 考
平成 25 年 6 月 30 日	第 1 回ワーキンググループ	協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会／ワーキンググループ／協働の課題の確認
平成 25 年 7 月 13 日	第 2 回ワーキンググループ	協働の課題の確認／課題に対する解決策／解決の実現のための具体的方法
平成 25 年 8 月 10 日	第 3 回ワーキンググループ	課題に対する解決策／解決の実現のための具体的方法／解決時期等
平成 25 年 8 月 24 日	第 4 回ワーキンググループ	課題に対する解決策／解決の実現のための具体的方法／解決時期等
平成 25 年 9 月 7 日	第 5 回ワーキンググループ	解決の実現のための具体的方法／解決時期等／具体的企画
平成 25 年 10 月 5 日	第 6 回ワーキンググループ	解決の実現のための具体的方法／解決時期等／具体的企画
平成 25 年 11 月 9 日	第 7 回ワーキンググループ	解決の実現のための具体的方法／解決時期等／実践に向けた企画
平成 25 年 12 月 7 日	第 8 回ワーキンググループ	解決の実現のための具体的方法／解決時期等／実践に向けた企画
平成 26 年 1 月 18 日	第 9 回ワーキンググループ	実践に向けた企画
平成 26 年 2 月 8 日	第 10 回ワーキンググループ	実践に向けた企画
平成 26 年 3 月 8 日	第 11 回ワーキンググループ	実践に向けた企画

## 安曇野市「協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進 行動計画策定・評価委員会」ワーキンググループ委員名簿

【敬称略】

	氏名	所属等	グループ
1	内川 勝治	策定・評価委員長（前市区長会会長・前明科地域区長会会長）	区
2	市川 直哉	策定・評価委員（市区長会会長・穂高地域区長会会長）	区
3	大石 昭明	策定・評価委員（市区長会副会長・明科地域区長会会長）	区
4	那須 誠	前市区長会副会長（会長代理）・前穂高地域区長会会長	区
5	宮島 千里	前市区長会副会長（事務長）・前堀金地域区長会会長	区
6	三澤 鑛一	前市区長会副会長（会計）・前三郷地域区長会会長	区
7	青山 守	前市区長会副会長・前豊科地域区長会会長	区
8	遠藤 宏一	策定・評価委員（前市区長会理事・前明科地域区長会副会長）	情報
9	栗田 晶	策定・評価委員副会長（信州大学）	市活C
10	福島 明美	策定・評価委員（松本大学）	市民活動
11	宗像 章	策定・評価委員（わの会会長）	市活C
12	小河 深美	策定・評価委員	市活C
13	竹澤 とき子	策定・評価委員	情報
14	飯沼 博則	策定・評価委員	市活C
15	上野 昇	策定・評価委員	情報
16	布施 稔	策定・評価委員	市民活動
17	磯野 康子	わの会事務局	市活C
18	今泉 一	「市民と行政の協働指針」策定委員	情報
19	藤原 正三	「市民と行政の協働指針」策定委員	情報
20	青柳 多美子	策定・評価委員（そよ風代表者）	市民活動
21	高井 康子	策定・評価委員（安曇野市社会福祉協議会）	市活C
22	秦泉寺 孝	安曇野市社会福祉協議会地域福祉主幹係長	情報
23	山岸 久美子	安曇野市社会福祉協議会ボランティアコーディネーター	市活C
24	桜井 洋子	安曇野市ボランティア連絡協議会会長	市民活動
25	市川 節子	安曇野市ボランティア連絡協議会	市民活動
26	飯沼 冬彦	NPO法人楽々安曇野理事長	市民活動
27	太田 雅之	策定・評価委員（NPO法人楽々安曇野）	市民活動
28	寺島 徹生	公募	市民活動
29	矢澤 毅彦	公募	市民活動
30	大久保 郷志	公募	市民活動

# 安曇野市協働のまちづくり推進基本方針 及び協働のまちづくり推進行動計画

---

安曇野市市民生活部 地域づくり課

〒399-8303 安曇野市穂高6658番地

TEL (0263) 82-3131 FAX (0263) 82-6622



安曇野市